議事録 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会 第13回

1.日時: 平成25年10月21日(月)13:00~18:10

2 . 場 所: 環境省第一会議室

3.議事次第

- 1)検討会報告書素案について
- 2) その他

4.配布資料

資料 1 検討会報告書素案

資料 2 検討会報告書素案の参考資料3

参考資料1:国内措置のあり方に関する論点整理表について

参考資料2:報告書素案 (H25.10.2版)へのご意見

参考資料3-1:EU規則改正案(原文)

参考資料3 - 2:EU 規則改定案(概要)と国内措置のあり方に関する論点(項目)との対応関係

参考資料4-1:スイス改正法案(環境省暫定訳)

参考資料4-2:スイス改正法案論点と国内措置のあり方に関する論点(項目)との対応関係

5 . 出席者

(委員)

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、藤井委員、 丸山委員、吉田委員

(関係府省)

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省

(事務局)

環境省:星野自然環境局長、奥主大臣官房審議官、亀澤自然環境計画課長、堀上生物多樣性施策推進室長、奥田生物多樣性地球戦略企画室長、柴田企画官、中澤補佐、中島補佐、、泉補佐、辻田係長、 笠原係長、小林事務補佐員

三菱 UFJ リサーチ& コンサルティング:森口主任研究員、西田副主任研究員、薗専門研究員 ノルド社会環境研究所:福田研究員

6.議事録

開会

中澤補佐 予定の時刻が参りましたので、ただいまより、第 13 回名古屋議定書に係る国内措置のあり 方検討会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。

資料一覧をご確認いただければと思います。資料 1、「検討会報告書素案」です。資料 2、「検討会報告書素案の参考資料 3」です。これは前回の報告書素案の第 章、いわゆる現状の部分を参考資料として整理したものです。資料 1 及び資料 2 につきましては、前回の議論を踏まえて、構成等を変更したものを委員の皆様にご確認いただき、事前にご意見をいただきました。ご意見が見える形で資料としてお配りしています。議論の進め方については、後ほどご説明させていただければと思います。

参考資料についてご説明します。参考資料1の論点整理表は、第1回から第12回までいただいたご 意見を整理したものです。これについても、先ほどの資料と同様に、事務局案を事前に各委員に電子情報としてお配りして、内容についてご確認いただいた上で作成したものです。

参考資料 2、報告書素案へのご意見です。2-1 が 10 月 2 日版の報告書素案でございまして、その後ろに、2-2 から 2-7 まで、各委員のご意見をとじています。

参考資料 3-1「EU 規則改定案」、参考資料 3-2「EU 規則改定案(概要)と国内措置のあり方に関する論点(項目)」との対応関係」は、9月 12日に欧州議会で採択された規則案の修正案を反映したものです。

資料 4-1、「スイス改正法案(環境省暫定訳)」、参考資料 4-2、「スイス改正法案論点と国内措置のあり方に関する論点(項目)との対応関係」は、スイスの改正法案がパブリックコメントを受けて一部修正を反映したものです。

また、机上に前回までの資料や生物多様性条約、名古屋議定書のテキストをまとめた資料をご用意しております。お持ち帰りになる際には事務局にお声がけいただき、次回検討会にお持ちいただくようにお願いします。

本日の資料でございますけれども、傍聴席の方の資料はただいま印刷しておりまして、もう間もなくできてくるということなので、でき次第お配りするようにします。

本日は、足立委員、北村委員、西澤委員はご欠席で、二村委員も、場合によるとご欠席になるかもしれないと伺っております。丸山委員は遅れていらっしゃるということです。

本検討会は公開で行います。

それでは、磯崎先生に進行をお願いします。

磯崎座長 こんにちは。前回から報告書の議論に入っていますので、今回二度目になります。前回の 後、各委員に意見照会などが事務局からも行われていますので、それも含めて、本日議論をしていきた いと思います。

時間的には、これまでと同様で、5時間と長いですが、途中2回ほど休憩を入れたいと思っています。 最初に、前回の議論、それから今回、今日の進め方についてですが、事務局からまとめをお願いいた します。

辻田係長 前回の検討会では、事務局が作成しました報告書素案について、その作成方法と内容のご

説明をしまして、今回の資料ですと資料 1 の第 章になります国内措置のあり方に関する章の前までの部分については、内容についても具体的なご議論をいただきました。

今回の資料1のほうは報告書素案本体でして、資料2のほうは報告書素案の参考資料3という位置づけになります。これらの資料は、前回のご議論を踏まえて事務局で構成や記載を変更したものを事前に委員の皆様方にご確認いただきまして、いただいたご意見を踏まえて、さらに修正をしたものになります。

なお、資料1のほうと資料2のほうでは、前回の資料から変更があった箇所を見え消しの状態としていまして、青文字で書いているところが変更箇所で、さらに背景を黄色く塗りつぶしているところは委員からのご意見を受けて修正した箇所になります。

今回の進め方ですが、参考資料 2-7 としておりますが、丸山委員のほうから、報告書のまえがきの構成について、今回議論しておくべきとのご意見をいただきましたので、事務局のほうでまえがきの構成案を作成しております。このため、今日は最初にまえがきの構成案についてご議論いただいて、続いて第一章、第一章、そして前回報告書素案の中で一章としていました部分 今回の資料の中では参考資料 3 という形に位置づけが変わっておりますが の内容についてご議論いただきまして、その上で、報告書素案の核となります国内措置のあり方についての意見のまとめという第一章についてご議論いただきたいと考えております。

章については、内容について具体的にご議論いただくのは今回が初めてとなりますので、一つ一つ 事務局のほうから内容についてご説明した上で、ご議論いただきたいと考えております。

今回、事務局としましては、できましたら報告書全体をご議論いただければと、つまりは最後まで一通りご意見をいただければと思っているところでございます。

磯崎座長 順番どおりということですが、まえがきという部分が含められるということで、その前書きから始めて、 章、 章という順でという進め方ですが、この点について何か。

炭田委員 1点だけ確認をお願いします。全体の流れはよろしいと思います。 章については、言われたように今回が初めてだから、今日の会議での 章と 章の扱い方と、 章の扱い方は違っていて、今日の 章の扱い方は、前回の会議で 章と 章を扱ったような扱い方をされるということですね。 **辻田係長** はい。

磯崎座長 そうということですね、はい。

1)検討会報告書素案について

磯崎座長 それでは、まえがきですが、まえがき構成案、黄色い形で入っている、見出しですが、これについて事務局からお願いします。

辻田係長 資料 1 の表紙の裏に、まえがきの構成の案を書いております。

これはまえがきにどういうことを書いていくのかという具体的なイメージとして、事務局で案として記載しているものです。最初に、「検討会設置までの経緯」としまして、COP10において議定書が採択されたこと。そしてその翌年5月に日本が署名したことなどを書きまして、さらには、一昨年度、本検討会の委員の多くの方にもご参加いただいた懇談会の実施について記載しようと思っています。

次に、「検討会の設置目的」としまして、まず、その前提となる説明としまして、国内措置の関係省 庁での検討体制について記載しまして、その上で、我が国にふさわしい国内措置のあり方について検討 をしていただくという検討会の設置目的を書き、報告書の取り扱いについて 具体的には、今後この 報告書を踏まえて関係省で国内措置を検討していくというようなこと を書こうかと考えております。

また、「検討会での議論の経緯」についても記載しようと考えていまして、この検討会では、主な検討事項として遵守措置のこと、主権的権利の行使に関すること、普及啓発のことなどをご議論いただきましたけれども、そういった主となる検討事項をざっと書いた上で、昨年度から何回開催をして、さらにパブリックコメントを実施して、この報告書をまとめたということを書ければと考えております。

また、まえがきの中には整理上含まれないものかとは思いますが、その下には委員名簿ということで、 皆様方のお名前と所属一覧をここに載せたいと思っています。

磯崎座長 以前は、このまえがき部分は、全体報告がある程度固まった段階でという話をしていたのですが、今の時点で、少なくとも構成等骨子については議論すべきであるという意見があって、このような形になっています。

構成案、骨子案について、何かご意見がございましたら。

小幡委員 今日初めてこのまえがきというのをきちっとつくるということを説明いただいたのですけれども、一つ、皆さん、委員の方のご意見も伺う必要があるのですけれど、私は、こういう検討会で行って、報告書を出して、数年もたてば必ず世界の情勢、また我が国の情勢が変わると思います。したがって、何年か後にはもう一度、必要であれば見直すということを、まえがきであらかじめ言っておいたほうがいいような気がします。ですから、どこに入れるか。最後のほうでもいいですし、こういう議論があって、結論が出ましたけど、どこかの段階で見直しすることも考えておくという、そういうことを入れていただけるとよろしいのではないかと思います。あらかじめ、まだ案もできていないところで申し上げるのは失礼かもしれませんけれども、ぜひそういうことを検討していただければと思います。

磯崎座長 それは行政的には……。

中澤補佐 小幡委員の言われた見直しというのは、国内措置ができた段階で、それについてまた必要に応じて見直しをすると、そういうご意見でしょうか。

小幡委員 このような委員会も含めて、措置が決まって、措置も見直す必要があるでしょうし、あと、こういう検討委員会をもう一度開催する必要もあるでしょうし、一回決まったらこれでおしまい、検討会で結論出したらおしまいではないということは明白だと思うので、そういうことも含めて書いていただければと思う次第です。

中澤補佐 国内措置の見直しについては、たしか 章のどこかで書いていたので、確認をしますけど も、今のご意見に基づいて対応していきます。

炭田委員 報告書全体に係るどこかの位置に、次のような表現を入れてほしい。つまり、この検討会はコンセンサスを追求するのではなく、各委員がそれぞれの意見を言う会合であり、委員はこういう意見であった、ということを適切な表現で入れておいてほしい。というのは、 章を読んでいくと、「何々するべきである」等の「べきである」表現が出てくる。知らない人が読んで、コンセンサスが得られていると思えばミスリーディングです。

磯崎座長 そのほか、この構成、骨子では、よろしいでしょうか。

このまえがき、骨子、構成だけで、中身が書いてないので、議論は難しいと思いますけれども、とりあえず、これまで、まえがきはあると言っていたんですが、イメージが、ということなので、今回この骨子で大きく丸印三つに分けて書いていくという形ですね。

それから、小幡さんから出たように、見直し的なものをどのような形で組み入れていくかということですが、それを含めて、事務局で検討をして、具体的な文章を、それは次回でいいですか。

事務局 はい。

磯崎座長 はい。次回にお願いしたいと思います。

ほか、よろしければ、それでは、 、「名古屋議定書について」という章について、事務局、説明をお願いします。

辻田係長 すみません、座長、その前に目次について、よろしいでしょうか。

磯崎座長 はい、わかりました。

辻田係長 まえがきの次のページからの目次と、報告書の別紙や参考資料とする資料の一覧をご覧いただきたいと思います。目次のほうは、 章、 章は前回と同様でして、 章のほうも前回と同様の内容になっていますが、前回では 章としておりましたものが、一つ繰り上がって 章になっております。章の構成についてはご意見をいただいていますので変更はあり得ますが、これについては 章についてのご議論の中で扱いたいと思います。

報告書の別紙としましては、本編 章の国内措置のあり方に係る意見のまとめの主なベースになっています論点整理表を別紙の1としてつけることを考えています。また、委員の方から別途いただきました意見書は、別紙2という形で添付したいと考えております。

報告書の参考資料としましては、議定書の英語本文と日本語仮訳、今回の検討会の資料 2 としています「遺伝資源等の利用状況について」を参考資料 3 に、また参考資料 4 として昨年度当省で実施しましたアンケート調査の結果、参考資料 5 としましてその他説明資料を添付することを考えております。

磯崎座長 目次のページで、報告書全体の構成について、このような形ということですが、特に 章で黄色くなっている 1 番と 7 番で、この追加については、後で 章の中に入った時点で検討します。それを含めてですが、このような目次構成ということですが、この点について何かご意見、質問がありましたら。

炭田委員 先ほどのまえがきは、この目次には載らないということですか。

辻田係長 はい。

炭田委員 まえがきの中身案が示された段階でディスカッションになると思いますけど、そのとき、仮に目次の中に入れたほうがいいという意見が出てくれば、そのときに議論するということですね。 **辻田係長** はい。

磯崎座長 それでは、特に 章の黄色いところは後で議論するということで、お願いいたします。 それでは、先ほどのところへ戻りまして、 章、「名古屋議定書について」ですが、これの説明をお 願いいたします。

辻田係長 「 . 名古屋議定書について」の「1. 名古屋議定書採択の経緯」については、前回の検討会で、途上国の主張だけでなく先進国の主張も書くべきというご意見や、COP10 で議定書が採択された際の経緯をもう少し詳しくというようなご指摘がありましたので、それを踏まえて事務局のほうで修正をしております。

黄色で塗りつぶしている箇所の多くは炭田委員からのご意見を踏まえて修正した箇所になりまして、 事前配付しました資料から変わっています。事務局の作業が遅れまして恐縮です。

磯崎座長 そうしましたら、今説明のあったところ、特に前回も論点になっていた、開発途上国の立場だけではなくて、客観的にということで、それから、できるだけ詳しく背景がわかるようにという形になっていますが、この1.について、いかがですか。

炭田委員 今日、私の意見も反映された形で出ていますけど、遅れたのは事務局の責任というより、 私の提出したのが先週の終わりで、遅かったためです。皆さんにお詫びいたします。 章 章 で関し ては、意見がないよりは遅くても出したほうがよいと考えました。なお、 章はまだ意見を何も出していません。委員の方々は今日初めて見られるわけだから、後でまたじっくりとワードのファイルか何かで修正する機会を事務局に作って頂きたいと思います。

章、 章に関する私の提出意見に対して事務局が作成された修正テキストをまだ十分に読み込んだわけではないので、気がついた点に関してだけ申し上げます。

1点は、ボン・ガイドラインが 2002年の COP6(オランダ)で採択されたのですが、その審議の際に相当にもめました。その時点で途上国が既に法的拘束力のある制度を主張していたかどうかの記載について、事務局の修正案と私の意見とでは違いがあります。ちょっとご説明します。

実は、2001 年 10 月にドイツのボンでガイドライン案の最終的な詰めを行う作業部会がありました。 そこでほぼコンセンサスに達したので、名前を「ボン・ガイドライン」にすることで合意されました。 その 6 カ月後の COP6 の審議では、ボン・ガイドライン案に利用国の責任について盛り込むべきだという強い意見がメキシコを中心としてラテンアメリカの国々等から出されました。 COP6 の会期中にかなり時間をかけて議論の後、最終的にはコンセンサスで採択されました。

だから、締約国会議でコンセンサスに達して採択されたことなので、「途上国が法的拘束力を主張した」と書かず、「合意された」と書くべきです。非公式には、確かに、COP6 の 2 カ月前にメキシコのカンクンでメキシコ、ラテンアメリカの国、インド等々が集まって議論をして、「カンクン宣言」を出しています。これは当時のメキシコの環境大臣の主導で始まった会議です。カンクン宣言の理念を述べた資料が COP6 でも配布されました。カンクン宣言を踏まえた主張が公式の意見になってあらわれるのは、2002 年の 8 月末から 9 月初めにかけて開催されたヨハネスブルグ・サミット(リオ + 10 に相当)においてです。この時点で途上国は法的拘束力のある制度をつくるべしという明確な主張をしました。

ですから、ここにある COP6 ではボン・ガイドラインという自発的ガイドラインが満場一致で採択された、とするのが事実に基づいた一番正確な記載だと思います。

辻田係長 今の点についてなんが、当方でも記録を確認しましたところ、COP6 でボン・ガイドラインが満場一致で採択されたということは、資料の 15 行目にも書いており、そのとおりなんですが、ボン・ガイドラインを採択したプレナリーの前の作業部会でこの内容でプレナリーに送っていいですねというような議論をしているときに、たしか中南米の国がその地域の代表として(正しくはカメルーンがアフリカ地域の代表として発言)法的拘束力のある制度を別途作成する必要性を主張していまして、このことが COP6 の報告書の中に入っており、これに基づいて、このような記載としております。

炭田委員 満場一致に至る過程において各種の意見が出されることは珍しくない。私が聞いている範囲内では、生物多様性条約の採択に至る過程(1991-1992 年頃)でも既に色々な意見があった。しかし、いろいろな調整の後、条約は今の第 15 条の形で満場一致で採択された。

ボン・ガイドラインを採択するのに約4年かかっていますが、その過程でも法的拘束力、云々という発言していた国はあります。COP6での審議の過程でもそういう意見を言う国があったのですが、その後、調整されて満場一致で自発的ガイドラインが採択された。そういう経緯は過去20年ぐらいずっと続いていますから、COP6の場合だけ特記する必要はないと思います。

磯崎座長 いいですか。

事務局 はい。

磯崎座長 要するに、客観的事実については正確に書いてほしいということですよね。

炭田委員 はい、そういうことです。

磯崎座長 満場一致で、ガイドラインとして採択されて、従来から主張はしていたので、それがまた

出てきたという、それがわかるようにということです。

確かにそうですね。ほかの場面でも、交渉過程から、それからボン・ガイドライン自身がやはりその性格として、法的拘束力のあるものかガイドラインかをめぐって対立した結果、ガイドラインとして採択されたという経緯なので、そこをわかるようにという趣旨ですね。

そのほか。炭田さんが今ちょっと触れていましたように、黄色い部分、今日初めてということもあるかと思いますが。

小原委員 この 章ですが、私も小幡先生と一緒に意見を出させていただいて、いくつか入っておるんですけど、1.の最後ですよね、2ページ目の12行目に、「最終的に各締約国が互いに譲歩する形で」採択されたというふうにございます。これは、普通に読むと、まあそうなんだろうと思うんですが、この検討会で、私、何回も申し上げましたけども、これがどのくらいの解釈の幅があるんだろうかということを、素人的にいつも聞いておるんですけども、「譲歩する」というふうに書かれていると、何を譲歩したんだろうか。一般的にこういう交渉事というのは、多分、玉虫色と言ってはいけませんけれども、いろんな解釈の余地が、それなりに主張は入れる形でおさめるということが普通だろうと思うんですよね。これはあまりこだわることもないのかもしれませんが、譲歩ではなくて、小幡先生と出したときには、「幅広い解釈ができる書き方で」とかいう言い方をしたのですが、何かそういうことがこの検討会でコンセンサスであるとしたら、そういうふうに書いていただきたいと思います。

あまり踏み込むとちょっと下品になるとは思いますけれども、「譲歩した」ともしおっしゃるんだったら、何を我が国は譲歩したんですかということを伺いたい。解釈は、当然、幅が広いかどうか知りませんが、幅のある形で書くのは当然だから、それは事実だと思います。僕は、譲歩ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

中澤補佐 ここの書き方、「最終的に各締約国が互いに譲歩する形で」というのは、環境白書にこのような形であり、閣議決定された政府として大体こういう見解を持っているということを事実関係として書いているところです。

交渉の場で何を譲歩したかというと、これは前の議論でもありましたが、実は、かなり譲歩したのは 途上国のほうで、先進国のほうは、例えば特許等の、いろいろな固有名詞で入っていたチェックポイン トのあり方、遡及適用とかについては、先進国の主張が反映された議定書になっています。

小原委員 もともとボン・ガイドラインが決まっていて、これを守るということになっていますが、やることは変わっていなくて、さらに追加的な法的措置をどのくらいとるかということですよね。だから、途上国側の主張も当然入っているわけですから、なぜ途上国側が譲歩したとおっしゃるのか、私はちょっと理解できないんですが、いずれにしても、そのこともありますが、やはりここは、がちがちに決まっているものではなくて、幅があるんだということがわかるような書き方にしたほうがいいのではないかというのが私のお願いです。

辻田係長 そのご意見へのご回答にも記載していたのですが、議定書の内容について解釈の幅が広い、狭いというのは、評価にかかわるような内容だと考えまして、 章のほうは客観的事実を書くということでしたので、別の箇所に別の形でそのご意見を反映させていただいております。場所は 2. の「議定書の概要」のほうの 2ページ、34~35 行目になります。15条1に基づく利用国措置や、6条3の措置などは、議定書で「立法上、行政上、または政策上の措置」というような形で書いてありまして、この義務の実施の方法について、締約国の裁量に委ねるような形になっています。解釈の幅が広いというよりは、締約国は裁量に委ねられている部分が多いというのがご意見の趣旨かなと考えまして、このような形で反映させていただいております。

小原委員 それはそうなんですけれども、ということは、やっぱり解釈の幅が広いということだと思うので、どんなものでも、法律でもそうだと思いますが、一定の解釈の幅はあるので、それは事実だと思うので、解釈でも何でもなくて、と思いますが、いかがでしょうか。

炭田委員 私も小原委員のご意見のように、各国が幅広く解釈できる書き方というのが一番、客観的だと思います。譲歩したか、しなかったかという議論になると、ある視点では譲歩したのは先進国側とも言える。というのは、途上国側の主張の仕方は、ある落としどころを想定した上で、その何倍にもふくらました大きな主張をする。一方、先進国側は実態を踏まえて確実に主張できることを主張する。もし合意が成立した時には、とんでもなくふくらました主張をした側の方が、その分だけ大きい譲歩をしたように一見、見える。途上国側はそのような交渉テクニックを使っているとも考えられる。

だから、「譲歩した」という言い方をすると、先進国側がもっと大きな譲歩をしたのだ、という議論になり得る。それは見解の違いと言うことになる。だから、「譲歩した」という表現ではなくて、「幅広く解釈できる」というほうが私は客観的だと思います。

それで事実はどういうことかというと、名古屋議定書に至る過程は、行政官レベルで実質的には7年間という長い交渉があった。その過程でいるいろな争点が少しずつ解決していった。COP10でも交渉が続けられ、COP10議長から COP10 最終日の前日の夜 12 時までにまとめるよう要請があった。行政官レベルの交渉は最後の瞬間まで続けられた。主に現在の議定書第15、16、17条、特に17条あたりが最後まで残ったキーポイントであった。その他に、遡及に関するアフリカの主張があった。実態を踏まえた行政官レベルの交渉では合意に達しなかった。現在でも、双方の頭の整理では合意に達していないと思います。

その後で作成された議長テキストでは、合意できなかった文言は立場によって解釈がいろいろできるように、外交辞令的にいうと「創造的曖昧さ(creative ambiguity)」を導入した。平たく言えば玉虫色の表現にした。本質的には合意に達していないから、本件は名古屋議定書が発効した後も、おそらくまた同じ議論が続くと思います。ですから、私は小原委員の「幅広い解釈ができる書き方で」がよいと思います。

磯崎座長 その点について、ほかの方は。

(なし)

磯崎座長 その観点ですが、これは前もちょっと、名古屋議定書だけではなくてという、ほかの条約 や法律の話もしたんですけども、「幅の広い解釈」というのは、別に名古屋議定書に限定されずに、か なり多くの法制度で使われているので、名古屋議定書の性格をあらわすものにはなれない、一般論と同 じになってしまうということがあります。

それと、妥協という点では、具体的に討議をされていない条文のセットが示されて、それで数時間の間で、閣僚級の会合を含めて、その場でセットとして採択するかどうかという形ですので、それぞれの国がそれまでの立場、主張とのかかわりで譲歩をしたという、そういう書き方になっているのだろうと思うんですが、どうでしょう。

小原委員 私は、そのことはよく理解するのですが、この検討会というのは、その後どういう国内措置をとるべきかということを検討しているので、ここの共通認識としては、妥協と言ったらあれですけども、その認識があった上でのことであるということはわかるようにしていただきたいというのが、私のお願いです。譲歩というのは、ちょっと違うのかなと。

磯崎座長 さっき事務局からあったのですが、 のここは客観的に書くということなので、解釈の幅があるということについては、後ろの具体的な項目のところで、この範囲内でとか、それがわかるよう

に、のところではできるだけ客観的に、評価を入れないで、という書き方で。

小原委員 ちょっと水かけ論になりますが、「譲歩をする」というのは、かなり解釈が入っているというふうに私は思いますが。むしろ、先生がおっしゃったように、これはほかの法律でもそうだとおっしゃるんだったら、まさに当然の客観的なことではないでしょうか。

堀上室長 ここにつきましては、先ほども座長からお話がありましたが、客観的に経緯を書いてきた。 その客観性に関しては、これまで環境白書を政府として閣議決定した文章を使ってきておりますので、 我々としては、この文章自体がほかにもこの経緯として使われる可能性を踏まえれば、ここは同じよう な表現をさせていただきたいというのが事務局としての考え方です。

炭田委員 事務局案の文言で、2ページの34~35行目、「なお、これらの義務の実施の方法については、各締約国の裁量に委ねられている」と書いてありますけど、「義務の実施の方法については」の部分については、「条項の実施の方法については」とする方がよいのではないか。17条の場合には、shallでなく would とか should のように英語を母国語とする人から見れば、義務でないところがいくつもある。この報告書素案のテキスト全体を通して、必ずしも義務でない場合に似たような表現があれば、同様に変えていただきたいと思います。

磯崎座長 炭田さん、今のところは、6条と 15条で、17条は触れてないとしたら、ここは義務でもいいですか。

炭田委員 6条と......。

小原委員 ですから、私も、この修正案はこれでいいんですけども、限定的なところですから、この議定書そのものが、やはりそういう、曖昧だったと言ったらまずいかもしれませんが、あるんだということが、共通認識だったら、そうしていただければと思います。もちろん、環境省の文章があるのかもしれません。これは検討会の文章ですから、それをどう使われるかは環境省のお立場があると思いますが。

炭田委員 座長、先ほどのことは、わかりました。

磯崎座長 炭田さんの今の意見は、おそらく 章の中身のところでいくつか出てくると思います。

炭田委員 はい。それからもう一点。名古屋議定書が採択されたことは一つの一里塚として評価されていますが、一里塚という意味には、利益配分の議論が過去 20 年にわたって続いてきたけれども、おそらく将来も続くであろうという含みがある。COP10 で閣僚級を含む非公式協議も動員して議定書の採択を達成したが、実務レベルで合意に達しなかった論点は今後も浮上するのでないかという見方です。

この検討会で議論に時間がかかっている原因の一つに、例えば、17条の、義務でもない条文を日本語仮訳では「べきである」とし、例えば、shall と should との区別ができない訳し方をしている。「べきである」と書いてあると、人は、あたかも義務であるかのように受け取る。この経緯の章では、名古屋議定書の採択において何が問題だったのかということを簡潔かつ具体的な記述を入れるべきだと思います。そうすれば、 章等の議論で、ああ、そういうことかというふうにわかりやすくなる。

- 磯崎座長 それは議定書の概要の、2.番のところですね。1.番ではなくて。

炭田委員 ええ。私が今言おうとしたのは、私が提出した意見のうち、この事務局修正案に反映されていない部分があるので、簡潔に記述していただきたいという意図からです。

磯崎座長 先ほどからの小原さんの意見との関係なんですが、幅の広い解釈というよりは、一番もめていた開発途上国側の主張と先進国側の主張で、両者の意見、両方が成り立つような幅の広い解釈の文章は必ずしもとっていないのです。遡及適用の話であったり、利益配分が国際公法上の義務であるという主張であったり、その国際義務であるからこういう手続をとらなければいけない、こういう確認の義

務がある、こうやってその先をしなければいけないというような、いろいろな論点、主張があったのですが、さっき中澤さんからも指摘があったように、それらのほとんどについて、幅の広い解釈は実はとってなくて、途上国側の主張は否定されるという用語のほうが、数としては多いんです。

今、炭田さんが指摘をしていた 17条の関連、それから 10条がまた特にそうですが、そういうところに、従来は必ずしも議論されてないものが入ってきていて、そこに、その幅の広さ、あるいは 15条をどうやって実施するかも幅の広さなんですが、それ以外のところでは、逆に、幅の広い解釈ではなくて、先進国側の主張だけが通るような書き方の条文になっているので、全体的に幅の広い解釈をとることで採択ができたという言い方をしてしまうと、ちょっと、今の途上国の主張の部分は排除するような書き方になっているという、その意味が出てこなくなってしまうと思うのですが。

吉田委員 1. の経緯でこんなに時間にかかるとは思っていなかったのですけれども、なるべく に入っていきたいものですから、私の提案ですけれども、ここの部分というのは、何回か前に、簡単に合意に至ったわけではなくて、いろいろな意見があってまとまらなかったものを、もうぎりぎりのところで採択されたという、そういう経緯を入れたほうがいいということで書き加えたところだと思うんですね。そこの書き方で、こういう意見の幅があって合意に至らないで文書ができないというのではしようがないので、例えば私の案としたら、これはだから環境白書と同様の形でいいと思うんですけれども、その辺についていろんな意見があるのであれば、「これをもとに閣僚級の非公式な議論が重ねられた結果」、それで次を削除して、「生物の多様性に関する条約の」云々かんぬん、以下は「議定書が採択された」という形で、ここを削除してしまっても全く意味は通じるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

炭田委員 私は今のご意見とはちょっと違います。なぜ「経緯」を書くのか、というのは前回か前々回で座長が話されました。この報告書の目玉である 章をちゃんと分かってもらうようにするために経緯を書くのです。だから、 章、 章は全部、関連しているのです。単にイントロダクションとして経緯を書くのではなく、十分な情報を踏まえて 章を検討するために経緯を書くのです。

本検討会で我々は実態を踏まえて、現実の問題をいかに解決するかということに焦点を置いて議論しているのだから、「白書」の言葉で話を済ませるのではなく、事実を書くべきです。

私は先ほど言いかけましたがうまく言えなかったので、もう一回申し上げます。2 ページの 13~14 行目に、「これこれの形で採択された。」と終わっていますが、私の提出した意見では、「採択された。」の後に、さらに 6 行ぐらいの文章があります。そのポイントは、「議定書では利用国の国内措置や遺伝資源の利用のモニタリングに関する条項の細目は shall 以外に would、will、should 等を使って曖昧化するとともに、「適宜」という文言を随所に使用して、加盟国の裁量の幅を広くしたこと。および、議定書発効以前に取得された遺伝資源の扱い等に関するアフリカ諸国等による根強い主張の点については、議定書発効後に議論を継続することを明記した条項を議定書に設けたこと」です。これらの点が資料1には反映されていない。特に、モニタリングに関する条文が、shall、would、will、should等の言葉で書かれているがゆえに、本検討会での議論に時間がかかっているのです。

だから、議定書は採択されたが、こういう問題がある、ということを、簡潔に触れるべきです。そう すれば「経緯」が 章に結びつきます。

辻田係長 そのご意見のご返事にも書かせていただいたんですが、議定書の内容については、この「1. 議定書採択の経緯」ではなく、「2.議定書の概要」に書くべきと考えておりまして、裁量が多く与えられているということは、34~35 行目に記載したとおりです。

また、shall 以外に、should や would 等の文言が使われているということについては、これまでの検

討会でもたびたびご指摘いただいておりまして、そのため 章のほうにも記載しております。重複を避ける観点から、細かくは 章のほうには書かないということといたしました。ちなみに、shall、would、will、should などについて記載しているのは、本資料の 18 ページ、20~21 行目です。重複になりますが、26 ページの 3~4 行目にも記載しております。

炭田委員 私のポイントは、この shall、should 等々の解釈が違うために、本検討会での国内措置のあり方についての意見が違ってくる、ということです。この点は報告書のはじめのところで少し触れておいて、そのあと、関連あるところでさらに触れるべきである、という趣旨です。ですから、経緯のところはごく簡潔かつ具体的に書くことでよい。私の提出した意見では6行の文章でしたが、もっと短くして頂いて結構です。

磯崎座長 議定書の条文の解釈自体を で書くかどうかなんですが、今、炭田さんがおっしゃったようなことなんですが、実は、そのほかの条文にも、多かれ少なかれなんですが、クリアリングハウスもそうですし、それから 30 条とかの議定書自身の実施確保の仕方であったり、今後検討していかなければいけない、また、締約国会合の場で何が決まるかによって変わってくるものとかという形で、今後に積み残されているものがほかにもあるので、この のところで客観的に書くとすると、それらと別に、なぜこの 17 条とかだけを抜き出して書くかということが、ちょっと一つ問題として……。

それから、これは先ほどと同じなんですが、名古屋議定書に限らず、締約国会合の場で今後検討をして、または、その裁量の範囲を広く設定している条約や議定書も、ほとんどの場合がそれであるということなので、ここの「採択」という後に、そのような説明をつけるということが、ほかとのバランスでもどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

炭田委員 座長は一般論としていわれましたが、本検討会では国内措置、特に遵守措置に関する検討をしています。遵守措置に関連するのは 15、16、17 条であり、一番問題になっているのが監視 (monitoring)に関連する 17 条です。だから、一般論ではなくて、重点的な議論がしやすいように書くべきです。経緯のところでは「採択された。」の前に書いてもよいし、採択された結果として、こういう点がある、ということでもよい。

法律の観点からいえば規制のあり方という方向で考えるかもしれませんが、学術界や産業界の観点からは、規制緩和という方向で考える。その境目が曖昧な shall とか should とか would で表現されている。その日本語仮訳では、すべてを「べきである」とし、shall と should と would の意味の区別ができない。それは事実上、規制色が強いほうの表現となっている。私はその点を言っているのです。

だから、そういう問題があることをはじめにさらっと触れ、後の章でもっと詳しく述べるべきです。 **磯崎座長** その話ですと、 の 2 . 番で利用国措置に関する規定というのを特別に抜き出してきていますので、可能性としては、今のような具体的項目を抜き出した、そこで考えるか、ですね。ですから、一般的な議定書などの大きな動きのところなのか、今、炭田さんが触れたように、国内措置ということに限定した話という場合だと、こちら側に引っ張ってきたほうがいいのかなという気もするんですが。

炭田委員 わかりました。だから、先生が言われるように、経緯のところで述べるときには、こういう問題があったけれども、これは の所定のところでより詳しく述べる、という括弧つきで書いておけば、問題点がわかります。そういう考え方もよいと思います。

磯崎座長 そのほか、いかがですか。この の最後のところなんですが。

(なし)

磯崎座長 事務局は、ほかにいいですか。

事務局 はい。

磯崎座長 そうしましたら、今のような議論を前提に、 の最後のところで、ちょっとした頭出し的なものか、具体的な中身としては後ろでというような、そのような整理ができればと思うのですが。

中澤補佐 今、炭田委員のほうからあったように、事実関係として 17 条は、いろいろな助動詞が使われているということが事実関係として書けるということで、それをこちらでも工夫をしてみます。

ただし、解釈の幅の話がどの程度客観的に書けるのか、ちょっと難しいかなと思うものですから、事務局なりに努力をしてみます。また、どうしてこうなったかというところについては、それはおそらく、いろいろな視点からいろいろな見方があるので、かなり難しいのではないかなと思うので、正確に書こうとすると、これらを書いていく必要があるかもしれない。そこのところは今、炭田委員がおっしゃったように、さらっと事実関係としてこうなったということを工夫してみたいと思います。

炭田委員 わかりました。事実関係を書くから、そんなにもめずに解決できると思います。

それから、ちょっとつけ足しますと、「採択された」という行の3行前に、「閣僚級の議論が重ねられた結果」とありますが、正確には、「閣僚級を含む人たちで議論がされた」と書いていただきたい。閣僚級会合がそのために設定さたのではない。条約の締約国会議では、通常、閣僚級セグメントという別の行事があるので閣僚級の方が参加している。だから、その場で非公式に閣僚級も加わって協議を重ねた、と理解しています。

閣僚級セグメントというのは締約国会議の一部とはまた別のプロセスですから、「非公式の閣僚級を含む議論が」と書くべきだと思います。

中澤補佐 今のご指摘のところは2ページの11行目のところですか。「これをもとに閣僚級を含む非公式の議論が」ということですか。

炭田委員 はい。

中澤補佐 わかりました。ICG 自体が非公式会合の位置づけだったと思うので、ABS にとっては、 最終的なプレナリーが公式の場ということに、COP10 の中ではたしかそういうような位置づけになっ ていたのではないかと思います。

炭田委員 そうですね。

辻田係長 少し前の議論に戻ることになりますが、17条で should などが使われていることについての芽出しを、「1.議定書の採択の経緯」の最後に書いてほしいというご意見がありましたが、「2.議定書の概要」のところに記載したほうがいいのかなと考えています。具体的には34行目の真ん中に書けばいいかなと思っています。というのは、「1.議定書採択の経緯」は、議定書全体についての話を書いているところでして、ここで利用国措置に限定した17条のことを書くと、若干バランスが悪いかなと思っています。「2.議定書の概要」の3段落目で、議定書で提供国に対する義務と利用国に対する義務と二つ書いておりまして、二つ目の利用国に対する義務の中に17条のことも芽出ししておくという形がきれいかなと思っているのですが。

炭田委員 私はフレキシブルです。事務局修正案をじっくり読む時間がなかったので、じっくり考えればいい知恵が出てくると思います。

磯崎座長 そうですね、さっき 34 行付近のときに、17 条の話はここに出てきてなかったので、17 条を含めて書くということで解決ができるかもしれませんので、その辺は、お願いいたします。

について、そのほか、どうでしょうか。2.の「議定書の概要」という項目も含めてなんですが。

2.の「議定書の概要」は、重立った条文の見出しを挙げている。今ありましたように、17条というのが必ずしも明記されてないということですので、それを含めるということになるかと思います。

炭田委員 細かい点ですが指摘させてください。2ページ、概要の「裁量の実例」というのがありま

すが、これは「最良の実例」のミスタイプだと思います。

磯崎座長 それは何行目ですか。

辻田係長 3ページの4行目です。

磯崎座長はい。

あと、3ページの一番下、「議定書の締結状況」。ここはデータを更新していくということですので。 それでは、その次の4.動向のところを簡単に。

辻田係長 前回の議論で、この 4. の部分には、主要先進国の動向だけではなく途上国も含めた動向を書くべきというご意見と、現在、締約国になっている国の状況についても書くべきというご意見がありましたので、それを踏まえて修正しております。

一つ前の項目(3. 議定書の締結状況)にも加筆しておりますが、前回検討会時より、新たに5カ国が締結をしまして、その中にノルウェーが含まれております。そのためノルウェーの情報を上のほうに持ってきております。4.の3段落目、14行目からになります。ノルウェーは、利用国措置及び提供国措置について定めた法律を既に有していること。さらに、議定書に対応するための法律の改正を行っていること。そして、法律の規則を制定中ということを書いております。

4 段落目の 21 行目から、そのほかの締約国の状況を書いておりまして、メキシコ、インド等については、条約に基づく提供国としての制度を有している。ただし、これが議定書に基づくものであるかなどのそれ以上の具体的な情報は得られていないということを記載しております。

25 行目からは、未締結の国のうち、検討が進んでいる国の状況として、情報があったマレーシアについても追加して書いております。これ以外の途上国については、具体的な情報をこちらで入手できておりません。このため、マレーシアについてのみ加筆するという形としています。

29 行目からはこれまで同様 EU の規則案について書いておりますが、西澤委員や寺田委員からのご 意見を踏まえて加筆をしております。

5ページの一番下の段落 30 行目から、マレーシアの法律案の話を書いております。初めて記載したものですので簡単にご紹介しますと、マレーシアでは、提供国としての措置を主とする法律案について、平成 25 年 7 月に最終的なパブリックコメントを実施済みです。1年ほど前に既に一度パブリックコメントをやっていて、今回のパブコメのプレスリリースのほうでは、「最終的なパブリックコメント」というような記載がありました。この法律案には提供国措置一般の話が書いてあるとともに、目新しい内容としましては、マレーシアの法律の不遵守の状況に対処する適切かつ効果的な措置を講じていない管轄区域 すなわち他国ということだと思いますが からの申請者や、そのような区域を拠点とする申請者に対しては、マレーシアの生物資源等にアクセスする許可を出さない、という規定も含まれております。

また、この法律案には、利用国としての措置の内容も少し含まれておりまして、ABS 法令等を持つ他の条約締約国で入手された生物資源をマレーシア国内で利用するときには、その提供国の許可証等を添付しなければいけない、というようなことが記載されております。

磯崎座長 この、ほかの国の動向というところではどうでしょうか。

以前は先進国だけを書いていたのですが、いくつか、特にマレーシアを加えています。

炭田委員 これも細かいことですけど、辻田さんはすぐわかると思いますけど、前のバージョンで 4 ページの 7 行目、「利害関係者との調整」という言葉があります。これは EU のところだと思いますが、原文は consultation なので「利害関係者との協議」のほうが適切ではないか、と思います。

磯崎座長 そのほか、よろしいですか。

5 ページで、デンマークの国内措置は、これも前に議論になっていましたけれども、EU 案が出る前ということなので、その後の情報のほうがおそらく合っているというので、ここはこのように短くしてあるわけです。

それでは、ほかに のパートについてご意見がなければ、 を、事務局からお願いします。

辻田係長 6ページからの 章では、まずタイトルが「主要な義務規定」となっていたところを「主要規定」とするなど、「義務規定」という表現をしていたところについて、「 に係る規定」というような記載に直しております。

その他、6ページの34~35行目に小さく注釈で書いておりますけれども、本報告書では、「原住民」 という記載を改め「先住民」という記載とすることとしています。

また、8ページになりますが、たしか炭田委員からのご意見に基づいて、18条「MATの遵守」という項目を一つ追加しております。

磯崎座長 これはほとんど前回の議論に沿っての修正ということになります。それから、含みおきで、 先ほど論点になっていた 17 条に関する事柄を、この のところで書くかどうか、これは先ほどの論議 と含めて、ここも事務局で検討するということになります。

そのような、現在の ですが、何かご意見はございますでしょうか

炭田委員 章に「当該措置の不履行」という言葉が方々にあります。原文では、不履行に相当する 部分は non-compliance となっています。ですから、正しくは、不履行でなくて「不遵守」とすべきと 思います。

磯崎先生がよくご存じなのでご説明いただけたらいいと思います。議定書の他の部分(例、第 30 条)では、不遵守と法令違反では扱いが違うと聞いています。不遵守のほうが法令違反よりも制裁の扱いが軽いと理解しています。この non-compliance を「不遵守」とせずに「不履行」と訳しているのは、規制される側にとっては気持ちが悪い。議定書の日本語仮訳では non-compliance を不履行としているので、不履行のところは不履行 (non-compliance) としていただきたいと思います。

磯崎座長 これは私も事務局とちょっと話をしたのですが、法律用語では、履行はプライベートな契約に使うことが普通で、契約の履行、それから契約の不履行、あるいは、契約なので、義務ではなくて債務なんですが、「債務不履行」という言い方が一般。で、契約の履行違反、不履行というのは、契約に違反しているという意味を含んでいます。法律について考えるときは、「遵守」で、遵守できてないときは「違反」なんですが、violation という言葉を使わずに、non-compliance という言葉を使って、これが契約のときにも使われる言葉なので、おそらく仮訳をつくる段階で、non-compliance を「違反」とは訳せないので、通常、契約で使われる「不履行」という言葉を当ててしまったと思うんですが、法律について議論をしているときには、やはり「遵守」であり、「不遵守」という言葉のほうが私も正確だと思います。

さっきの「原住民」と使うか「先住民」と使うかと似たような場面なんですが、これは前に、経産省でしたかね、ちょっと議論したときにも、このことはテーマになったのですが、仮訳をつくるとき、これから名古屋議定書の公定訳をつくるときに、ぜひ参照してほしいのが、全く同じ考え方をとっている国際条約があります。モントリオール議定書なんですが、モントリオール議定書が、ある意味で国際的には、モントリオール議定書が始めたのが、violationではなくて、non-compliance という仕組みを正式条文でつくっています。

幸いなんですが、このモントリオール議定書の日本の公定訳は「不遵守」になっていますので、既に

前例の条文、条約、議定書の日本語公定訳で「不遵守」が使われているので、ぜひ名古屋議定書の公定 訳をつくるときも、「不遵守」としてもらったほうが、法的にも一貫性がとれると思います。

そのほか、のところはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

3.まで説明されたんですが、4.は先ほど事務局からの説明はなかったですが、これは変わりがないからということですね。

辻田係長 はい。

磯崎座長 ということは、この4.の「用語の定義(第2条)」、これはそのまま引用しているんですが、これを含めて、 は、この状態で、ほかにご意見はないということでよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、次のところから第 章に入るのですが、ここで 10 分ほど休憩をしたい と思います。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時40分 再開)

磯崎座長 それでは、再開いたします。

ですが、ちょっと関連していますので、 章に入る前ですが、資料 2、報告書素案の参考資料について先に確認をしたいと思いますので、事務局、この説明をお願いします。

辻田係長 資料 2 は、前回の検討会報告書素案の 章に含めていた内容になります。

こちらの内容については、前回、丸山委員からだったと思いますが、検討会での議論を踏まえた箇所と事務局で行ったアンケート調査等に基づく内容は分けて書くべきというご意見をいただきましたので、1節と2節には検討会での議論を踏まえたものということを前文として記載するとともに、4ページから始まる3節には、環境省が実施したアンケート調査の結果に基づく内容をまとめて記載するという変更を行いました。

また、黄色で塗りつぶしている箇所については、西澤委員よりご意見をいただいて修正した箇所になります。

そのほか、第 12 回での藤井委員のご意見を踏まえて直した箇所が 1 カ所ありまして、1 ページの「1. 遺伝資源等の主な利用」の真ん中あたり、「また、医薬品の開発に関しては、創薬技術の中では遺伝資源を使用する天然物創薬は効率が低いこともあり、国内措置は天然物創薬が下火にならないよう負荷の少ないものとされることが望まれている」という内容を追記しております。

磯崎座長 利用の実態に関して、前回出された意見と、それから今回までの間に出された意見を反映 しているということですが、それぞれ意見を出された方で何か、この反映の度合いについて、ございま すでしょうか。

よろしいですか。全部で5ページです。

炭田委員 意見ではなく、お願いです。ばたばたしていまして、資料2をじっくり読んでおりません。 もしも何かあれば、後日、またコメントをする機会があることをご確認いただきたいんですが。

磯崎座長 はい、それは大丈夫です。

では、そうしましたら、今までのところも同じ位置づけですけれども、持ち帰って読んでいただいた中で、見つかったことがあれば、事務局からもそのお願いをしますので、出していただくということで、この場で、そのほか、ないようでしたら、それでは のところに入りたいと思います。

それでは事務局から、ここの全体についてお願いいたします。

辻田係長 資料 1 のほうに戻りまして、12 ページをご覧ください。 章の構成についてですが、ま

ず、丸山委員からご意見をいただきましたことを踏まえて、序文として、 章はどういうような経緯で 作成したのかという内容を書こうと考えております。

具体的には、主要論点に基づく議論を行っていただきまして、論点整理表を作成したと。その上で、 報告書の取りまとめに関するご議論をいただいた、というようなことを書ければと思っております。

それ以降の構成については、表紙の次のページの目次の欄を見ていただいたほうがわかりやすいのですが、まず1節として「検討の前提となる状況」を置くべきというご意見を炭田委員からいただいております。この具体的な内容のイメージについては、後ほど炭田委員からご説明をいただければと考えております。

2節、「議定書の締結により達成すべき意義」は、もともと 章の3節として置いていた内容ですが、 前回のご議論で、そうした意義を達成できるような国内措置をつくるべきというようなご意見があった ことを踏まえて、 章の初めに移動させていただいております。

「3. 遵守に関する国内措置」は、論点整理表に沿った形で、遵守措置の基本的な考え方と遵守措置の適用の範囲、チェックポイントやモニタリングのあり方、不履行の状況への効果的な対処について、という内容にしております。

4 節も、論点整理表に沿った形で、「遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について」となっております。

5、6.は、論点整理表では「その他」としてひとまとめにしていたものですけれども、普及啓発と 利用者支援に関する内容は5節として取り上げています。「6.その他」では、利用者が自ら行うべき行動や、その他の事項について扱っています。

7 節「国内措置の検討の今後の進め方」については、こちらも炭田委員より、こうした項目を設けるべきとのご意見をいただいて記載しているものです。炭田委員におかれましては、この 7番目の項目についても、具体的なイメージをご説明いただければ幸いです。

事務局からは以上です。

磯崎座長 後ろのほうの 章のところにも書いてありますが、今日の報告書の2枚目の目次、そこに も目次案として書かれていて、大きな違いは、1.と7.について追加記載の意見があったということで、 それを反映しています。

それから、 章の最初で、これは時間的経過と、この委員会が何をやってきたかという、それについての簡単なまとめを入れてという、このような全体構成ということなんですが、この点についていかがでしょうか。

特に、この構成、あるいは順番と、この見出しの項目ですが、これについて異論がなければ、中身へ 入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

炭田委員 私は第 章については全く意見を提出しておりません。そういうことをご了解ください。 **小原委員** 最初に説明があったまえがきでも、議論の経緯がありますけども、これは重複するのでしょうか。今の 章の序文と、全体のまえがき、ちょっと重複感がありますが。

辻田係長 重複しないように書きたいなと思っています。特に 章がどういうような議論を経てできたのかということを、もう少し丁寧に説明をするということを考えています。

小原委員 それはいいと思うんですけど、あまり形式的なことをここで繰り返してもしようがないような感じがしますが。

磯崎座長 おそらく 章は、この委員会がこれまでにどのような議論や、どのようなことを検討、考えてきたか、そっちに集中して、そういう書き分けをするということだと思います。

既に今、小原さんから、この 章の導入部について指摘があったのですが、そのほか、今の検討の経緯という、ここについては、ほかによろしいですか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、 章の最初の、この経緯の次のところに入りたいと思いますが、これは 事務局としては、1.番について、炭田さんから説明をしていただいたほうがいいですか。

事務局 はい。

磯崎座長 それでは、1. についてお願いします。

炭田委員 タイトルに国内外という言葉を追加して「国内措置の検討の前提となる国内外の状況」として下さい。趣旨をご説明します。

何かのルールを検討するときには、普通は、そのルールがカバーする範囲、外延を明確にします。範囲が明確に規定できなければ、次の議論を進めるのが困難になる。ところが、そもそも名古屋議定書や生物 多様性条約は枠組み条約であり、外延が明確でない。

日本人の国民性はきちょうめんなので、漏れのないルールをつくりたいという衝動が自然に起こる。 しかし、外延が明確に規定できなければ、漏れのないルールは作れない。外延が明確でないのに、実態 を踏まえずに無理にきっちりしたルールにすると、いつ何どき、誰の上に規制の網がかかってくるかわ からないという状況が発生し、社会的な混乱が生じる等々、色々な弊害が起こり得る。

例えば、国内措置の検討の前提となる国内外の状況として、以下のようなものが挙げられる。

一つは、議定書の義務を全て満足する ABS 国内法令を整備した批准国はまだ存在しない。議定書批 准国の ABS 国内法令がないのに、それに対応した遵守措置をつくるということ自体に無理がある。だ から、遵守措置を検討する場合には、「もしも提供国の ABS 国内法令にこういう規定があると仮定すれ ば、こういうこと国内措置を検討する必要がある」という仮定の議論にならざるを得ない。現時点では、 提供国の実態を踏まえた遵守措置の検討ができない。

二つは、提供国の ABS 国内法令が規定する「遺伝資源」とは具体的に何なのか、「遺伝資源の利用」とは何なのか、これらが具体的にわからないため、実態に基づいてこれらの範囲を明確にすることができない。

三つは、利用者による「遺伝資源」、「遺伝資源の利用」の実態把握が不十分である。

四つは、国内措置を作った場合に、学術界や産業界のどのセクターの、どういう利用者にどの程度の 影響がでるのかが予測できない。

五つは、他国と均衡のとれた措置とする必要があるが、日本にとって重要な貿易相手国を含む諸外国の状況が不明であり、他国が措置を作っていない状況では日本の国内措置をどのように均衡の取れた措置とするか決めることはできない。

六つは、議定書が要求している措置が何であるかの解釈について関係省庁の間で統一した見解がない。 以上のような前提条件のもとで、この検討会は国内措置のあり方を議論しなければならない。

上のようなことを書くべきだと思います。これら前提条件が報告書の読者にわかってもらえれば、な ぜ拙速に国内措置を進めると危険なのか、今後どのように進めるべきなのかが明確になると思います。

中澤補佐 炭田委員のほうから検討の前提となる状況を、国内外の状況について大まかな構成をいただきました。一つ教えていただきたいのは、国内措置は、相手国の制度に対する国内措置ではなくて、議定書に対する国内措置なので、相手国の政府、相手国の決まり、例えば EU は、とはいっても、国内措置を検討しているわけですし、ノルウェーもつくっている。相手国の制度に合わせてつくる制度ではなくて、議定書に求められている、必要かつ最小限のものにするというようなご意見がありましたけれ

ども、そういったもので考えていく。

ですから、議定書に何が求められているかというところに着目をしたほうがいいのではないかとも思います。

炭田委員 それは行政官の視点と、産業や学術の現場にいる者の視点の違いですね。産業活動あるいは学術研究に携わっている者にとっては、国内措置ができれば、自分達の活動のどの部分に、どういう影響が出るのかを具体的に目に見える形で理解する必要がある。それによって、どのような対応が必要かを考える。行政が一方的にルールを作り、それを守れと言われたら、現場にいる者は非常に困ることになる。

議定書の規定を踏まえれば国内措置が作れるという発想は、実態を踏まえず机上論でルールをつくれるという発想と同じに聞こえる。実態を踏まえないルールを実施すると、結果的には、産業活動あるいは学術研究が非常にやりづらくなることを現場にいる者は経験として知っている。だから、まず実態を把握し、議定書の規定を実態にあわせて咀嚼した上で、ルールをつくるべきだと考える。

EU と日本を比較すると、EU は国際的な制度設計にたけており、そういう点において、我が国よりは何枚か上だと思われます。まず、EU 域内において加盟国間で国際交渉をする。その方式による制度設計の実績がある。また、大航海時代からの対途上国経験や国際的な政治感覚がある。だから、名古屋議定書のようなぼやっとして外延のわからないような状況でも、当面の対応を視野においてルールをつくるのでないか。EU の最終案を見極めたいと思います。

一方、日本人は几帳面で、ルールをつくる限りは、漏れのないようにしたいという発想がまず最初にある。さらに日本は単一国であるため EU のような域内での国際交渉はない。自覚して努力しないと日本は単細胞的な発想に陥るリスクがある。議定書を守れば国内措置は作れるという発想の欠点は、実態把握を重視していない事である。これは国民にとって非常にリスキーな考えだと思います。

磯崎座長 そのほか、この論点では。

小幡委員 炭田委員が、検討の前提となる状況ということの節を加えるというのは支持します。おっしゃっているように、遺伝資源とは何か、また、利用とは何かということは、議定書の定義が書かれているわけですけども、我々の国にとってどういうことなのかというのは十分に議論すべきですし、その辺をきっちりと定義しておくべきだと考えます。

もう一点、この議定書、国内措置を定めるに当たって、ぜひ加えていただきたいのは、メリットとデメリット、両方あると思うのですけれど、その辺の議論をしっかり、まだ十分にできていなところもあると思いますので、そういうのも踏まえて、メリット、デメリットがあって、それを十分に検討して、こういう国内措置をつくったのだという道筋がないと、こういう報告書を出しても、誰も真剣にとってくれないと思うのです。ですから、そういうのもぜひ加えていただきたい。

まだ内容がないところに、まだ具体的な案が出てないところにコメントをするのはなかなか難しいですけれども、ぜひそういう、メリットがあって、デメリットがあって、ここでこういう国内措置を定めないと禍根を残しますとか、それでやったとか、そういうことをぜひ加えていただきたいと思いますので、この案文を炭田委員がつくるのか、事務局がつくるのか、わかりませんけれども、ぜひその辺も加えていただきたいという、要望であります。

磯崎座長 今、 小幡さんが触れたのは、13 ページの 2 . のところで.....。

小幡委員 はい。前に2.のところで言っていたのですけれども、それはこういう形でまとまった。 しかし、その前の前提として、ここに「検討の前提となる状況」というところに移していただいて、書 いていただくとよろしいかなと思ったものですから、発言しました。 磯崎座長 2. を分けないで、1. の中で書くということになりますか。

小幡委員 いいえ、そうではないと思います。意味はここに書かれているとおりで、私は支持しますけれども、その前に、やはりメリット、デメリットをきっちり検討すべきだと思うものですから。

辻田係長 炭田委員からのご提案というのは、この検討会で検討をするに当たっての前提となった国内外の状況ということだと思うのですが 最後の結び言葉が、1~6の条件のもとで検討をしなければならなかったということを書くべきということでしたので、そういうふうに理解しているのですが、小幡委員のご意見は、メリットとデメリットについて今後議論していくべきということで、ちょっと違うのかなという気がしたのですが。

小幡委員 それも含めて議論しないと、それ以下をここで書くとき、意味がないのではないでしょうか。

辻田係長 メリットとデメリットが明らかでない中で議論しなければならなかったというようなことを書けばいいということですか。

小幡委員 「それを明らかにしようと議論をした」でも結構ですけれども、そういうことじゃないですか、この委員会は。

磯崎座長 そのほか、この新しい1.のところで。

吉田委員 先ほど小原委員が発言されたところで、 との関連がちょっと出てきたんですけども、私 も、この 1. のところが、炭田委員のお話を伺うまでは、どういうものが書かれるのかよくわからなかったので、こういう順番かなと思ったのですが、今お話を伺うと、おっしゃることは大変よくわかって、まだ各国が国内法をだんだん整備していくというのが同時並行で進んでいる中でつくっていくという難しさとか、それから、ある程度行ったところでまた見直し、ディスカッションが必要になってくるんじゃないかとか、そういうようなことだと思うんですけども、そういうことであれば、例えば、2. の意義のことについては、まずそっちを先に書いて、それに対する懸念として、今おっしゃられたようなことは、次に連続で書いていくということにしたらどうかなと思うところがあるのです。というのは、2. の中で、これは 2. になってから議論をしたほうがいいのかもしれませんけど、寺田委員の意見でしょうか、「一方で」というので、黄色でつけ加えている 4~6 行目のところがありますけれども、こういう懸念の部分というのを意義のところにまぜちゃうと、話がこんがらがっちゃうんじゃないかなと。

まず、だから、要するに我が国としての意義というのは先に書いて、だけど、この状況の中に国内措置を検討していくにはこういう懸念があるということを、それに引き続いて書くというほうがわかりやすいような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

磯崎座長 1. と 2. の連携のような はい、炭田さん。

炭田委員 吉田委員の言われた一つは、条件がまだ定まっていないのに何かしなくちゃいけない、つまり同時並行的な進め方というポイントですね。それは非常にいいポイントだと思います。それは「国内措置の検討の今後の進め方」という新しいセクションが出来ましたからその中に入れてればいいのではないかと思います。

もう一つは、1.と2.の関係ですが、前回の議論で、「議定書の締結により達成すべき意義」を、章(今の 章)に移すと決める過程で、その2.の内容をいろいろ変えることが合意された。だから、2.の今の内容が果たしてふさわしいのかどうか検討するべきです。内容を取捨選択して、結果としては1.と2.を合体するということもあり得るかなと思います。

寺田委員 今、炭田委員の意見を聞かせていただきましたけど、それは結局、前の とか、定義の話とかがあるので重複するように思われます。定義なんかは8ページのところに「用語の定義」というの

がありますし、その前に、名古屋議定書における主要な規定というのが にあるので、またここで繰り返すというのは無駄なような気がします。いろいろな論議があるのであれば、3.の(1)の基本的な考え方のところで論議すればいいのではないかと思います。基本的な考え方というのは後過ぎるというなら、それを前へ持っていくのならいいと思いますけど、2.の意義の前に持っていくか、後ろに持っていくかという話だけであって、何か、基本的な考え方があるのに、またさらに追加してここに書く必要は、私はないんじゃないかと思います。

炭田委員 すみません、ちょっと意味がわからなかったんですけど。

寺田委員 もう一度申し上げますけど、結局、今、1.の「検討の前提となる状況」というのを説明受けましたけど、その内容をお聞きしますと、それはほとんど8ページに書いてある「用語の定義」だとが、6ページにある「名古屋議定書の主要規定」と重複すると思います。あと事実関係ではない意見とすると、内容的にメリット、デメリットとか、いろんな話からすると、13ページにある3.の「遵守に関する国内措置」の基本的な考え方と重複すると思います。それから考えますと、今おっしゃられたことを「基本的な考え方」のところに加えるか、あるいは、この「基本的な考え方」という3.を、今の「議定書の締結により達成すべき意義」という2.の前に持っていくかという議論で、それで済むと思うので、この2カ所に同じようなことを書く必要は私はないと思います。

炭田委員 1.の「検討の前提となる国内外の状況」というのは、個別の話でなくて、全体に関する 状況を整理して認識するのが目的です。本検討会で検討を早くすすめて結果を出したいが、なかなか進 まない。一歩下がって、冷静に全体をみるとその理由がある。それがさっきの六点です。まず検討の前 提として、そのような状況があることを頭の中に整理する必要がある。それを踏まえて、3.以下を議 論すれば、今後、意見を収斂させやすくなる。そういう趣旨です。

寺田委員 ですから、その基本的にまとまっているというのが、「基本的な考え方」で書いてあると思います。それで、13ページの下に書いてある「基本的な考え方」ではなぜいけないのか。これにちょっと修正を加えただけで十分その意義は達成されると思うんですけども、それではいけないんですか。 **炭田委員** では、こうしてはどうでしょう。1.の文を書いてみる。それから今日、基本的な考え方も議論されるでしょう。両方が見える形になります。その上で、重複があるならその部分を修正する。そういうふうに進めたらいいのではないかと思います。

磯崎座長 新しい提案の 1. と、それから 2、3.が、それぞれ一部ずつ関連し合っているという指摘が何人かから出されています。その間での相互調整が必要じゃないかという指摘がされていますので、今、炭田委員から発言があったように、1.の内容をもう少し明確にすると、どこが重なっていてというのがわかるのではないかということです。先ほどの発言ですと、1.で、対象となる遺伝資源で、それの外延というか、範囲が、利用の場面とか、利用の仕方など、それぞれで具体的にわからないと。場合によっては、それがわかるのは、提供国が何らかの国内法令で明確にしたときにはわかるけれども、そのような状況ではなくて、提供国側と日本、利用国側が同時並行で整備をしているという、そのような状況を主に 1.で書いてみる。そういう状況があるからという大前提がわかるようにすると、実は次の 2. や 3. のところでも、そういうことを前提にしたような話が書いてあったり、気をつけるべきだということが書いてあったりというので、この新しい提案の 1、2、3.を連携させて、ちょっと検討したほうがいいのではないかな、というのが今までの議論です。1.だけで議論に入ったのですが、2. と 3.を既に議論にもう入れています。事務局からの説明はしていないんですけれども。これまでの議論と、黄色いところに修正が入っていますが、そのほかは大体同じということですので、どうでしょうか。 1、2. と 3、つなげて何かご意見がほかにありますでしょうか。

鈴木委員 自分も微生物を専門としていますが、こういう議論をしていくと、やっぱり自分の普段の仕事とのかかわり合いをイメージしながら物を読むことになってしまうんですけれども、寺田さんも多分同じかもしれないんですけれども、まず、意見から言いますと、今の全体の中では、この1.番と2.番で言うと、まず2.番が先にあって、検討会の趣旨というか目的が、むしろそれがあった上で、それを議論するときに、今、1.としてある前提というのが後に来て、現状をむしろ把握するようなところに来るということで、わかりやすくなるような気はいたします。

8ページともし重複ということがあったとすれば、むしろ8ページはより客観的に、そしてここに書くべきことは、我々が認識する現状という意味でいうと、もう少し主観的なものが入って区別されるべきかと思います。

そして、2.番というか、今の2.番で言いますと、その後ろにある、最初の黄色い部分の「一方で」というところが、若干ここにそぐわないかもしれないので、ちょっとこれを見直した上で、 、 という、ある意味、この議定書のあるべき意義を考えて、提供国、それから利用国が Win-Win になるような関係を目指すというあたりが、ここで、この検討会の意味するところということをはっきりさせた上で、でも、今この議論をする前提としては、こんな状況にあるというのは、むしろその後に来ると、その議論自身はわかりやすいというのか、 、 があった上での に入ってきて、現実の議論になったけども、海外ではまだ法整備が進んでいないのを、我々はどう受けとめて議論するかというようなところが見えてくるのかなとは思います。

磯崎座長 2.を書いて、先に出して、新しい 1. と 3、1. で問題提起をして、3. で基本的な考え 方という、そういう指摘です。

そのほか、いかがでしょうか。

吉田委員 私もその意見に賛成で、「意義」が 1. 番にあって、「遵守に関する国内措置」が 2. 番というふうにして、それで、その「基本的な考え方」の (1) の後ろあたりがいいのかどうかはちょっとわからないんですけども、あるいは丸いくつなのかもしれませんけども、寺田委員が加えられた、13ページの 4~6 行あたりの懸念の部分というのは、そういった注意すべきこととして、そういうところに入れたほうがふさわしいんじゃないかなという感じはします。

あと、 について、「削除」というのは、ちょっとどなたのご意見か私はわからないんですけども、 IUCN 日本委員会として愛知目標の達成というのに関するさまざまな事業をしているんですけども、その中でも、愛知目標の採択に当たって重要な役割を果たした COP10 議長国で、という言葉はしょっちゅう使っていまして、名古屋議定書の場合はこれを削除しろというのは、ちょっと私は非常に違和感があるんですけれども、また、議定書の発効・効果的な実施の促進に関しては、もちろん関係の業界や有識者の意見を聞いた上で、断りを入れた上ですけども、国家戦略の中で名古屋議定書の早期の加盟ということは、閣議決定された文書の中にも書かれているわけですから、この 自体を削除するということについても非常に違和感がありますので、これは残していただきたいなと思います。

磯崎座長 先ほど小幡さんが触れていたデメリットですが、13ページの上の寺田さんが追加したところとか、そのほかを含めて、ここでデメリットというのが出てきています。おそらく、そのデメリットを書くということと、炭田さんが提案している国内外の状況というところが重なってくるところがあるかと思うんですが、その辺含めて整理をするというような形かと思います。

小幡委員 今の磯崎委員長の見解を私は支持しますけれど、1点だけクリアにしたいのは、8ページの「用語の定義」で、遺伝資源とか利用とかありますが、これはあくまでも名古屋議定書の定義であって、現実とは違うので、その辺を、鈴木委員、寺田委員は誤解されていると思います。我々は、この名

古屋議定書の定義までをいじることはできないし、つもりもない。しかし、我が国はどう考えますかということは書くべきです。その辺を鈴木委員、寺田委員は、重複とおっしゃるので、若干誤解があったのではないかと思いますので、そこは明確にさせていただきたいと思います。

炭田委員 私も小幡委員のご意見に近いです。2.の、、、のうち、の「議定書の目的」は II 章の条項のところに書いて、それを引用することで済むと思います。

の「COP10 議長国として」は前回でも相当議論がありました。 章の国内措置の議論は実態を踏まえて現実に何をするべきかという実際的な議論をしているので、次元が違う。報告書の素案全体ができ上がってくるから、全体を見渡して、次元が一つ高い別の場所でこれを反映させるべきと思います。

「遺伝資源等を利用する産業及び研究活動への貢献」の文章は、2.の前文と の両方を議論してみて、どちらか一方をとるか合体させるということもあり得ると思います。

2.の全体が整理されれば、1.と2.を合体させて、一番据わりのいい形にする。それを、3.「基本的な考え方」とすり合わせて重複部分は除く。そういう進め方がいいのではないかと思います。

鈴木委員 先ほど小幡先生が、私も重複部分があると申し上げているとおっしゃいましたけど、自分は、重複と申し上げたのではなくて、簡単に言うと、1.と2.と入れかえることによって、今検討の前提となる状況が、より、我々のこの検討会としての、前のところよりは主観的な表現にできるということで、先ほどのような名古屋議定書そのものの定義はもちろん前の のところにはなければいけないけれども、むしろここでは、それに対して我々の認識などを入れられる場所になるかなと考えています。

ですから、むしろ、この議定書の達成すべき意義は、もちろんポジティブなところで ポジティブというか、ミッションですね。それで、検討の前提となる状況は、ネガティブなものも含めて、現状をしっかり把握する。我々の把握している現状というものを説明する場所というのがいいのかなと思います。

磯崎座長 1、2、3、特に3.の(1)のところまでなんですが、このあたりを連携させて考えていくという、このような形でほぼ各委員の考え方は似通っているかなと思います。そのほか、特に新しい1.と2.番で追加のご意見は。

藤井委員 皆さんと重なるところはあるかなと思うんですけども、この素案をさっと読んだ印象ですけども、パブコメ募集しても、多分読まれた方は理解できない方が多いんじゃないかなと、正直言って、思います。そういう意味で、なぜこの意見が、この報告書には書かれているかということを、やっぱり読んだ人がわかるようになっていないと、まずだめだろうなと。なぜこの意見が出てきたかという前提をすみません、後で各論のところで少し言いますけども、それぞれの背景みたいなものを書き足した方がいいかなと思いますし、同時に、今、皆さんおっしゃっているように、もっと前提となる状況であるとか、意義であるとか、メリット、デメリット、そういうものを書いておかないと、なぜこういう意見が出てきたのか、読まれた方がわからないんじゃないかなと思いますので、その点、ぜひご配慮して記載をお願いしたいなと思います。

磯崎座長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、3.番の(1)ところ、再確認ですが、基本的な考え方というので、 、 、黄色い部分ですが、修正を含めて書かれていますが、 ~ で何か気がついた点がございましたら。

小原委員 2. は終わったのですか。

磯崎座長 議定書の意義のところですか。

小原委員 ええ。

磯崎座長 じゃ、どうぞ。

小原委員 すみません。これは前回、前のほうにあって据わりが悪いということで、どこかへ持っていくということだったと思いますが、ここは、ある意味では戦略を立てるところですよね。この 章というのは、国内措置がどうあるべきかという。そのときに、もちろん意義というのはあるのですけれども、この 、 を見ますと、 番と 番というのは、 番はある意味では当然というか、 番もちょっとよく似たことで、要するに遺伝資源をうまく Win-Win で使って、生物多様性の実現に向かおうということですね。同時に産業研究も明らかに。

番は、ちょっと吉田先生にはあれですけども、議長国だからどうこうということは、どこかほかではいいと思いますけれども、今後、国内措置を考える上で、これが意義になるというのは、私はちょっと納得できないところがあるのですが、どこかで言うのは構わないと思いますけども、議長国だから、どうするんですか。譲歩するということではないと思いますし、そこの論理立てがないので、 、 というのはもうちょっとまとめてもいいと思いますし、 は、ここでは違うのかなというふうに思いました。

磯崎座長 については、この黄色い「削除」という意見がある、一方で、残すべきという意見があるという、そのような状態ですね。

2.のところは、ほかは。

寺田委員 先ほどの話があったように、「一方で」というところで私が加えたんですけども、これは 具体的に言えば、 のところで、国内措置ができると、利用促進になるようなことで意義が書いている のですけど、これまでに私が言っているように、国内措置があると遺伝資源の対象が全然曖昧なので、どう使ったらいいかさっぱりわからないし、むしろ、実際はあると邪魔になるんですね。その辺をきちっと、これができるとすごく促進されるとただ単に記されてしまうと、ぱっと読んだら誤解されると思うのです。べつに、あったらいけないというわけではないんですけど、今のところは国内措置が、「過度に規制的」と書きましたけど、そういう感じではないかと思うので、実態に合ったようにと、13ページの下の「基本的な考え方」の のところに、「簡素かつ実際的」とありますけど、このようなことを実際に考慮しないと促進にならないということを、ぜひとも意義としても入れていただきたいという、そういう意味でございますので、この2.と3.というのを合わせてもらえれば、私としてはいいのですけれども、そういうことでお願いします。

磯崎座長 ここは、先ほどからの意見であるように、メリットとデメリットとをまとめるか、あるいは、この現状のように、意義のプラスの面だけをまず書いて、次にデメリット部分を書くかということについては、先ほどからの議論のように、1.と2.と3.の(1) この辺を連動させてということですので、その中で、今、寺田さんの意見も反映できるようにしたいと思います。

そのほか、2.ではよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうすると、再確認で、3.00(1)ですが、0.00(1) について、いかがでしょうか。

炭田委員 「 利用者への支援等」ですが、このタイトルを、論点整理表と同じ「普及啓発と支援措置の重要性」にしていただきたい。

それから、その下の説明文ですね。今回、「相談窓口の設置等」と黄色で新しく入っていますが、これに限定せずに、もっと広い意味として分かるようにしたい。

私が重ねて言いたいのは、支援措置と遵守措置とを組み合わせて実施しないと、遵守措置自身もうま

く回らないということです。「遵守措置とあわせて、利用者に対する政府の支援措置を実施及び普及啓発することが必要である」というイメージの表現を入れて頂きたい。

前にも申し上げましたが、議定書は外延がはっきりしていない。「遺伝資源」という用語のみでは社会に非常に広い規制的な網をかけることになる。その対象は大企業や大学にとどまらない。家族ベースの商売や個人等も含まれる。例えば、個人の趣味として外国でチョウチョウを採集し持ち帰ったとする。チョウチョウは遺伝資源だから、趣味で集めて持ち帰るだけでも遵守措置の対象になり得る。このように、人がふと何気なくやっていることが規制の対象になり得る。だから、例えば、暫定的でよいから、まずは範囲を決めて、当面はその範囲内のみを対象にするような工夫が必要になる。

だから、事前に実態を調査して整理し、社会的に非力な人たちを対象から除外するか、除外しないのであれば支援措置を設け、その人たちを助けるツールや制度をつくるべきである。そういう措置をとった上で遵守措置をつくらないと、社会的な犠牲者がたくさん出ることになる。その犠牲は個々にはマイナー見えるかもしれないけれども、実は、社会全体としては大きなデメリットになる。

「相談窓口」の例は、支援措置の第一歩にしかすぎない。実態を調べていったら、いろいろのケースがあって、多様な支援措置を工夫する必要性が明らかになるでしょう。私のいう「支援措置」とはそういう一般的な場合を含めた措置のことです。より詳しくは別のセクションで述べることにしましょう。

磯崎座長 ただ、さっきの事例のチョウチョウ、昆虫採集は遺伝資源利用の対象には当たらないと思いますので。

炭田委員 そうですか。

磯崎座長 はい。逆に、ワシントン条約だったり、絶滅のおそれのあるとか、保護種指定の国内法令のほうに重なると思うんですが、そういうときに、これは違いますよというような情報提供や相談を国が行うという、国が、この場合は、条約や議定書の定義からして、今のような単なる昆虫採集は当たりませんよという、そういうことです。

炭田委員 ワシントン条約のリストにない昆虫はどうなるのですか。これは灰色の領域かもしれない。 その扱いは国によって違うはずですが、その詳細は分からない場合が多い。しかし、几帳面な日本の行 政官は安全策を取って、国内遵守措置に抵触するという論理を先行させるかもしれない。

私の経験を申し上げます。1996 年にフィリピンで大統領令が施行されたときに、現地でワークショップがあった。各国政府の環境省の ABS 国際交渉官も参加していた。ワークショップの合間にビーチへ行ってリラックスする時間があった。ビーチに行ったら、いろいろな色の小さな美しい貝があった。ある ABS 交渉官は、何気なくその美しい貝をポケットに入れていた。私と話をしていて、「こんなのがあった」と見せた。彼は国へ持って帰るつもりだったのでしょう。そのとき、私が「それはフィリピンの大統領令に抵触するよ」と言ったら、初めて気がついて、残念な顔をしながら貝をビーチへ捨てた。

相手国の ABS 国内法がどうなっているか、明確にわからない場合の方が多い。日本の国内遵守措置が範囲、対象を明確に決めていなければ、個人が何気なくした行為であっても、慎重な日本の行政官は不遵守だとする可能性がある。私はそこを懸念しているのです。

磯崎座長 その国がどんな国内法を持つかで、その国のいろんな規制になるかと思うんですが、問題は、日本が単なる昆虫採集だったり、単なる食用の農産物だったり、それを遺伝資源とみなすかどうかなんですが、しないと思うんですが。

中澤補佐 先ほど私から炭田委員に疑問点として申し上げたことに関連するのですけども、今、炭田 委員からご紹介された事例は、おそらくフィリピンの国内法ではそうなっている。ただし、議定書では そこまで求めていないということだと思います。議定書では、8 ページのところに書いてございます遺 伝資源の利用というのは、「「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うこと」とあるので、もし、フィリピンが議定書以上のことを求めるのであれば、議定書の国内措置としてはそこまで対応しなくていいということになるので、そこのところを明確にしていく意義はあると思います。

フィリピンが議定書以上のことを求めていたとしても、議定書ではそこまで求めていないのだから、 日本はそこまでやる必要がないのではないか。そういう意味で、先ほどの提供国の制度に合わせるとい うことではないのではないかという疑問を申し上げたところです。

炭田委員 わかりました。政府が対象でない範囲を決めることが非常に重要ですね。ぜひ、そのようにしていただきたい。では、どうやって範囲を狭めていくかというのが次の課題になりますね。それを述べておかないと、几帳面な日本人のことだから世界で一番厳しいルールをつくる懸念があります。中澤さんが言われたように、国内措置の過程から、現実的な範囲を決めることは必ずやらないといけないと思います。その現実的な範囲に入った分野でルールを作ることになった場合も、社会的に非力な人たちを助ける措置を考える必要があるということです。

磯崎座長 要するに、相談窓口に限定せずに、広く支援を、という趣旨ですね。

炭田委員はい。

磯崎座長 この「基本的な考え方」の中に、こういう項目として入れておいて、具体的な内容はまた 後でという、そういう指摘です。

そのほか、3.番の(1)基本的な考え方、 ~ ですが。

小原委員 他にもかかわることなんですけども、この文章は、「検討されるべきである」という終わり方がものすごく多いんですよね。例えば、14ページの一番上の「遵守措置は」云々からいって、内容はこれでいいと思うんですが、最初のところは、「実際的なものとされるべきである」というふうになって、その後、「運用の実態を踏まえて」、これは定期的に見直すとかということだと思う、「変更することも検討されるべきである」というふうになっていますよね。これは、検討されるべきであるというのは、どういう意味なんでしょうか。これを渡すと、どういうふうに読まれるのかということを教えていただきたい。

中澤補佐 論点整理表を踏まえて、この報告書を今まとめている中で、これは個人的な意見になりますが、論点整理表は三つぐらいに分かれているなと思いました。一つが、方向性が、委員の皆さんで、同じ方向を向いているなというもの。そういうものは基本的に、「何とかべきである」というような方向性を示すような書きかたにしています。

二つ目が、いろいろな検討課題があるので、こんなことを課題として今後政府のほうで検討しなさい という項目。これを考える上では、これとこれを考えなさいといったような項目、については、「こう いったことについて検討されるべきである」というようにまとめています。

三つ目が、先ほども、これは消すべきである、いや、残すべきであるといったようなやりとりがございましたけども、委員の間でも意見が分かれているもの、それは両論を併記するような形で書いています。

全体的に書き方がまだまだ、もう少し読みやすいようにというご意見を丸山委員から前回もいただいて、丸山委員からもご示唆をいただいているのですけども、そういった大体三つぐらいある中で、それをどうやって見やすくしていくかという作業を今後やっていく必要があると思っています。

小原委員 両論併記というのはわかりますし、合意できているのはわかりますけど、二つ目の「検討されるべき」は、いくつか、こういうことを誰かが言ったという、そういう意味ですか。

中澤補佐 こういうことをやる上では、こういったことに配慮すべき、こういったことを検討すべきというのを、それぞれの項目ごとに、こういったことを検討しなくてはいけないという項目をまとめて、 最後に、「こういったことについて検討をされるべきである」というようにまとめています。

小原委員 先ほど小幡さんも発言されたと思いますが、ここにあったのかどうか知らないけども、遵守措置の実態に合わせた変更というのは、当然やったほうがいいように思うし、それが言われているように思わなかったんですけども、これは中澤さんたちがざっと見て、勘で分類していったということだからなんですね。

中澤補佐 具体的にどこでしょうか。

小原委員 あくまで例えばなんですが、14ページの一番上のパラグラフで、「遵守措置は」というので、4 行目に「検討されるべきである」と書いてある。こういうのは、そんなに言われているとは思わなかったんですけど。いや、言われていたのかもしれませんが。

あくまでも一例ですけど。これをけしからんと言っているわけじゃないですが。

中澤補佐 中身を全体的に整理しながら、よりよいものにしていきます。

小原委員 今おっしゃったように、「検討されるべきである」と書いてあるのは、誰かが、こういう こともあるよと言ったと、そういう意味なんですね。

中澤補佐 はい。

炭田委員 私からも本検討会の冒頭の方で申し上げましたが、あたかもコンセンサスがあったような 誤解を生まないために、報告書全体に係る場所で「こういう意見があった」と明記しておく。それぞれ のセクションでは、「べきである」という意見として言及する、そうすれば読みやすくなるのでないか。

小原委員 ただ、やっぱりこれは議論をして、座長がそれなりに、よろしいですかという形でやっているわけですから、100%のコンセンサスでないかもしれないけど、委員会としては、ということがたくさんあったように思うんですけども。だから、むしろこれは検討会ですから、検討をして、また検討しろというのも何が洒落にもならないようも気もしますので、なるべくコンセンサス的なものがあれば、両論併記で違う意見をつけ加えてもいいと思うんですが、積極的に書いたほうがわかりやすいんじゃないかと思います。

炭田委員 具体的にどうすればいいかについて、私も悩んできました。ただし、22 ページ(23 ページ)、「4.遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性について」のところに来たときに、このセクションの扱いに関しては、私が具体的に考えたことを述べさせていただきます。しかし、全てのセクションで一般的にどうしたらいいかについてはまだアイデアがありません。

小原委員 いや、あくまで文法を聞いただけですので。

磯崎座長 これは大分前から、語尾をどうするかで、事務局のほうでもいろいろ考えて、現在のバージョンにちょっとずつ変えてきています。今の小原さんの質問にもあったように、この委員会でほぼ同じ方向を向いているものと、分かれているもので、この2番目のジャンルがわかりにくいということなので、そこを含めて、特に2番目についてなんですが、おそらくほかに法制度があったり、行政の中の告知であったり、施行規則であったり、そういう正規の手続を踏まないと変更ができないというような、そういう項目のときに、「変更せよ」ではなくて、「変更に向けて現行法のもとで検討せよ」という、そのような整理にしているのかなと思ったんですが、それ以外のところでもちょっと「検討」が入っている可能性があるので……。

小原委員 いっぱいありますから。

磯崎座長 はい。そのあたり、この委員会としても、できるだけわかりやすい語尾にして、というこ

とですので、さらに今日の意見を踏まえて、「検討」と言うといけないですね、考えてもらいたいと思います。

そのほか、どうでしょう。3.の(1)。

寺田委員 先ほどの 1. のところで意見があったように、ここのところの に続けて、私もたびたび言っていますけど、「遺伝資源」というものの定義とか、「遺伝資源の利用」の定義がわからないということが最大の問題でありまして、それがはっきりしないと、どれについて申請したらいいのか、野菜などもさっぱりわからないということになりますので、そういうことを具体的に書いていただければいいのですけど、 の「明確、簡素かつ実際的」に含まれるとも思われるので、その辺をもっと明確にというなら、 か何かに書いていただくということをご検討いただきたいと思うんですね。

あと、国内法とか決まっていない国があって、それも困るということもあったので、それを として 書いていただくというようなことで、1.と3.が一緒になるんじゃないのかなと私は思いますけども。

磯崎座長 それはさっきからの論点で、1、2、3.で連携を、で、できるだけ重複がないようにという書き方にしていけばいいのかなと思います。特に、今、寺田さんが触れたデメリットに重なるような事柄です。

3.0(1) ~ (1) ~ (1) ~ (1)

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、次、「(2)適用の範囲」で、ここがある意味で中心的な項目、あるいは、 今日最初のほうでも議論になっていた、15条、16条、17条で、裁量の余地、幅がありますが、そのど のあたりに狭めるかということの議論にもなります。

では、事務局、ここの部分をお願いします。

辻田係長 14 ページの真ん中あたり「(2)適用の範囲」の についてご説明します。ここでは一つずつ説明していきたいと思います。

では、遵守措置の適用の対象とする他の締約国としては、議定書 6条3、とりわけ許可証の発給等について定めた6条3(e)を満たすABS法令等を整備し、当該ABS法令等の情報をクリアリングハウスを通して公開している締約国とされるべきであるということ。また、他の締約国でABS法令等が整備されていても、その通りに運用されていない場合には、遵守措置においては、その実際の提供国におけるABS法令等の運用のレベル以上のことは行わないこととすることなどについて検討されるべきであるということと、一方で、遵守措置が提供国のABS法令等との組み合わせにより実施されるという形がとられる場合には、組み合わせのケースが複雑にならないよう配慮されるべきであるということを書いています。

磯崎座長 これは特に議定書の6条との関連で、6条のもとで、提供国に課されている明確性、確実性の義務、それとのかかわりで書いています。この について、いかがでしょうか。

藤井委員 ここだけに限定される話では実はないんですけど、先ほども出てきた「検討されるべきである」とかいうことと、ここでは、あと「されるべきである」、ほぼこの委員会で大体コンセンサスが得られた部分と、要はまざっているわけですね。ほかのところでもそういうのが多いんですけど、わかるように区別していただけませんか。特に、ある程度コンセンサスを得られているものは、特にハイライトとまでは言わないまでも、わかるように是非しておいていただきたいなと思います。

小原委員 今の「検討されるべきである」は、これはコンセンサスと思っていいですよね。方向としては。具体的なやり方はいろいろあるでしょうけども。

これはコンセンサスでないというふうに判断されたのですか、事務局は。 の下から3行目の。ここ

はちょっと文章が長いから、全てのことがあれなのかどうかはちょっと微妙なところはあるかもしれませんが。ちょっと文章が長いから、逆にわかりにくくなっているかもしれませんね。

藤井委員 今のご質問は、「検討されるべき」まで含めてコンセンサスという意味なのか.....。

小原委員 つまり、本当に微妙なところで、学術にとって大変になると思うんですけども、整備したよといっても、実は PIC が出ないとか、そういう場合のことを書いているんじゃないかなと思いますが。 困難であることに配慮はしてもらわないといけませんよね。 そのあたりは、ちょっと、だから、今、これ全部がどうかと言われたら、コンセンサスは微妙なところだと思いますが。

藤井委員 上から3行目までのところ、「締約国とされるべきである」と、ここは間違いなくコンセンサスを得られている部分で、要はこの方向でぜひ行きましょうというメッセージと捉えていいと思うんですけども、その下は、やっぱりまだ検討が必要ですよねという、そういう趣旨だろうと思うので、この方向でこの検討会として行きましょうという部分と、検討しなきゃいけない部分というのは、ある程度わかるように記述しておいていただいたほうがいいんじゃないかなという、そういう趣旨で先ほど述べさせていただいたんですけど。

コンセンサスを得られているかどうかというところは、すみません、すぐ答えが出ないです。

吉田委員 今、たくさんの方からご意見が出ているところに提案なんですけども、前から言っていますけど、「れるべき」というのは、この「れる」は何なのか。受動態なのか、敬語なのか、何だかわからないというので、私は婉曲表現だと思っているんですけど、ある程度合意が得られているところは、この婉曲表現をやめると。だから、「検討すべきである」なのか、あるいは、もっと前から「対応すべきである」なのか、あるいは、27 行目は「配慮すべきである」とか、そういうふうに書いてあると、婉曲表現が使ってないと、一応コンセンサスがあると。婉曲表現が残っているところは、まあ、婉曲だと、というふうにしたらどうでしょう。

炭田委員 「てにをは」だけで読者が意味の違いを読み分けるのは難しいと思う。だから、容易にわかる書き方にすべき。例えば、コンセンサスのある部分は四角で囲んで、その下にこういう意見もあると書くとか。そうしないと、普通の読者にはわからない。

辻田係長 中身についてですが、この内容は論点整理表に基づいて書いておりまして、今は6条3しか書いていない、つまり遺伝資源を対象とするような前提で書かれているのですが、この後、16ページの で、遺伝資源に関連する伝統的知識についても、一定の条件を満たすものは遵守措置の中で扱うべきというようなご意見をいただいていまして、そうであるならば、ここ(ABS 法令等が存在する他の締約国)にも、例えば、提供国が遺伝資源に関連する伝統的知識について、利用者に原住民等社会のPIC等をとることを求める規定である第7条についても言及したほうがいいのかなと考えているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

磯崎座長 そこはどうでしょう。今、後ろの に、それとの対比で、6条、7条というのが基本的な 設定を置いているので、7条についても、この の中で触れたほうがいいかということです。

特に委員の方からは、それについてはどうでしょうか。条文上なんですが、6条3に相当するような項目が実は7条にはなくて、で書いていない理由としては、遺伝資源の場合は、この6条3のような、どのような国内法令なのか、明確性、確実性についての義務規定があるのですが、7条は、それぞれの国が先住民に対して伝統的な知識とのかかわりで、どのような法令整備をするか。その法令整備について、議定書が、明確性、確実性というので制約をかけるという、この3項そのものがないので、今まではで書いていないということ、それがこの背景にあります。

辻田係長 それでは、一度事務局で案をつくらせていただいて、ご確認いただくという方式をとれれ

ばと思うのですが。

磯崎座長 それでは、7条は、そういう意味で、ここで言うような明確性とかの条件がなければ書かなくてもいいというのか、その条件がなくても、7条は遺伝資源と対比する形での伝統的知識として必要であるか、ですね。その点については、それでは次回のときに文案が出てから考えたいと思います。

で、先ほどからの論議のように、この委員会で同じ方向で意見が出されている部分と、それから、必ずしもそうでない部分、それが現在の書き方で十分反映されているかどうか、ここを含めて、このだけではなくて、ほかの項目についてもわかりやすい書き方で、それから吉田さんからの指摘のように、受け身形にしないで、「すべき」という能動態で書くことも。これらは、以前、事務局から、環境省として委員会からの意見を受け取って、それをどうするかということなので受け身形で書いていますという説明があったのですが、それは再度、わかりやすく、「すべき」でいいんではないかということですので、ここも含めて、全体的に検討したほうがいいかなと思います。

小原委員 ちょっと確認させてください。今の のところで、3行目、「他の締約国で整備されていて も、その通り運用されていない」云々のところで、「実際の運用レベル以上は行わないこととすること、 そのような場合には特に学術利用において対応が困難であることに配慮すること 」 ここまでは学術研究にとって非常に深刻な問題、経過措置のところで、だと思うんですけども、これが最終的にはこの文章だと「検討されるべき」になっていますね。これは合意されて 違う意見があったということになりますか。誰か一人が言っただけなのか、これは確かにそうだよねと皆さん思っていただけたのか。どうなんですか。

その次の「他の締約国が」云々というのは、ちょっと僕はすぐには言えないんですけども、まとまって「検討されるべき」になっているので、今の定義に従うと、誰かが言ったという、まあ、検討してね、みたいなところですけども、これはかなり切実な問題になると思うんですよ。発効した後、制度はやったといっても、いや、実は PIC なんかとれないということもあり得ますし、その辺のところはやっていかないといけないと思うので。結構これは重要な点 内容として、ですよ。例えばそういうことなんです。

今この部分だけですけども、こういうのがあちこちにあると思うんですが、例えばここはどうなんで しょう。もう忘れているかもしれませんが、合意されているんでしょうか。

中澤補佐 合意というか、こういったときには、こういったことを配慮しなさいというご指摘があったと、そういうことで、方向性というよりは、そういったときに配慮するとか、検討するとかいうことをしなさいと。そういうふうに受けとめています。

小原委員 もうちょっと配慮すべきであると言っていただいてもいいように思うんですけど。

磯崎座長 最初の文章の、例外のようなことを書いているのですね。法令整備がされているけれども、 運用実態のところで問題があるということですが、おそらくこれは、わからないということです。法令 整備でクリアリングハウスへ情報が上がっていれば、明確にその情報がわかるんですが、そうなってい ても、運用のところでどんなふうになっているかというのは、これは個々のケースでないとわからない ことです。それについては、そういう状態があった、あるいは、そういう事態が出てきたときに、それ に応じて対応を検討していくというような趣旨で、明確な語尾ではなくて、個別に対応することについ て検討と、そうなっているのではないかと思うんですが。

小原委員 検討というのは、前向きな検討という意味ですね。

磯崎座長ええ。

小原委員 了解しました。

藤井委員 もしあれでしたら、「配慮する」でマルを打っちゃうほうがすっきりしますか。そういう 書き方でいいのかどうかわからないですが。

小原委員 私もそう思ったんですが、今、磯崎先生が言われたように、ちょっとこれは例外的な措置だからということですね、文章構成として。それは了解しました。

寺田委員 今の 14 ページの 22 行目の部分ですけど、さっきの実際の運用のレベルって、種苗の例からいうと、結局市販品種を使用して育種するというようなことを、ある提供国が、してはならないというか、それは利益配分のことだということを主張した国が、日本から買った市販種子を利用して育種するということは、かなりわかりやすい話になると思うんですけど、そうしたときには、こちらも先方のものを利用してもいいということになるのか、あるいは、日本の国内措置がそういうふうになっていないので、見かけ上、別に向こうが違反しているわけじゃないから、運用レベル以上のことはやっていないということになるのか、非常に判断が難しいと思うんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。

中澤補佐 すみません、もう一度お願いします。

寺田委員 市販品種を利用して子孫をつくって新品種をつくるということが一般に行われているし、 農家においては、買った種子を自家採取して次の世代で使うということがよく行われているわけですけれども、原産国において、自分のところの遺伝資源を使ったら利益配分をしろとか、そういうことを決めたということが前提としてあるとしますよね。にもかかわらず、日本から、そういうような市販品種を買って、自分のところで育種するとした場合に、新品種が出てくるので、ある程度わかりやすいと思うのですけど、しかし、日本が国内措置でそういうことを決めていないから、向こうでやっても、運用レベルとしては適法だということになってしまうということになるのか、そのように決めたのなら日本から来る市販品種についても提供国で育種に使うべきではないということになるのかとか、国際的に非常に難しい話になると思うのですけど、その辺は日本としてはどのように判断するんでしょうか。

中澤補佐 日本で、日本の業者さんがつくった種子がほかの国で何か利用されたときのことですか。 寺田委員 そうですね、はい。

中澤補佐 名古屋議定書上は、もし国内 PIC を設けなければ、名古屋議定書に関して何も言えないと思うのですけども。

寺田委員 いやいや、それはそれでいいのですけど、それで向こうは勝手に育種できるわけですよ。 日本は、片や、向こうの法律の関係で、向こうにお金を払わないと育種できないという不平等が生じる わけですけど、そういうようなことがこの規定に当たるのですか、当たらないのですか、ということを お聞きしたかったのですけど。

中澤補佐 ここの記述は、遵守のことを書いているので、日本の国内 PIC との関連では書いていないと思うのですけども。

寺田委員 ですから、バランスの問題ですよね。向こうでは日本の市販品種を使って自由に育種できるけれども、向こうが ABS 法で向こうの遺伝資源を使って日本で育種することは禁じるというと、日本では育種できないけれども、日本のものは向こうで勝手に育種できるということで、不平等が生じると思うのですけど、それがこの場合に、この運用レベル以上のことに当たるのか当たらないのかという、そういうことをお聞きしたかったんですけど。

中澤補佐 おそらくそのケースは、ここで書いてあることの外にある話じゃないかなと思うのですけれども。もしそういったことに不平等があれば、国内 PIC 制度を設けるという整理になるのではないかと思うのですけれども。

磯崎座長 今指摘があったように、ここの話ではなくて、ここでは、ある国が ABS 法令を定めてい

る、しかし実際に運用のところで PIC がいつまでもおりないとか、どういう条件でと基準が書いてあるにもかかわらず、どうやっても手続が進まないとか、あるいは、番号でわかるはずとなっているのに、その番号で、これより前にどんな取引があって、自分が行っているこれより前のところで問題のあることがなかったのかどうかわかるはずなのに、確認をしても、答えが返ってこないとか、ですね。PIC 制度を動かしているけども、実際は PIC 制度がほとんど機能していないような、そんなレベルの運用のときには、日本は、そのレベルしか日本としては対応しないという、そのことを書いています。

寺田委員 わかりました。

炭田委員 「そういったことに不平等があれば、国内 PIC 制度を設けるという整理になるのではないか」という中澤補佐の発言が非常に気になります。「不平等」の解決を日本の国民を規制しかねない制度の導入に直結させる発想が気になるのです。そうしなくても、コモディティ(市販されているもの)は対象としないというふうに決めれば、解決するのです。

行政府にいると、自分の部局のミッションを中心に考えるから、そういう発想になるのだと思います。 寺田さん、市販されているものは対象としないと決めたら、それで話は終わるのでないですか。

寺田委員 それで不都合は少なくなると思います。

炭田委員 中澤さん、すみません。お考えが我々の思考回路と違うので、指摘させて頂きました。

中澤補佐 これ以上繰り返すことはしませんが、名古屋議定書の範囲内でものを言うのか、言わないのかというところの話がクリアではなかったものですから、国内 PIC は特段設けないと決められるところで、同じものを求めるか、求めないかの論点を明らかにしたかったということです。

磯崎座長 今のところは、これも以前から何回か私も指摘していますけれども、現行の日本の種苗法のもとの利用手続というのと名古屋議定書との間のすり合わせをすれば、炭田さんの触れていたコモディティ全ではないんですけれども、種苗法が対象にしている植物遺伝資源の利用という、そのケースについては対象除外という、現行法との調整で、ということになります。これは種苗法との関係をどうするか、農水省で具体的に決めていく話になるかと思います。

そのほか、 はよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 繰り返しになりますけれども、文章上のわかりやすさを考えながら、ここについても今後 決めていく形になります。

そうしましたら、 、説明をお願いします。

辻田係長 14 ページの一番下の は、遵守措置では、議定書が発効し、日本の遵守措置が実施された後であって、かつ、他の締約国で ABS 法令等が施行された後に、その国の中で取得された遺伝資源に限定されるべき、という内容になっております。

また、遵守措置の対象とする遺伝資源の範囲に関しては、遺伝資源の定義も含めて、可能な限り明確にすることなどが検討されるべき、という内容や、遺伝資源の利用の監視に関しては、クリアリングハウスを通して共有される国際的に認められた遵守証明書を把握することでよいという考え方が成り立ち得るかについても検討されるべき、というような内容になっております。

磯崎座長 最初の段落は、条約と議定書の定義からここで明確だという形ですね。二つ目の段落は、 さっきから対象になっている「検討されるべき」という結びになっています。

これについて、いかがですか。

小原委員 「遺伝資源の定義も含めて」という言葉がありますけど、これは絶対に後で必要だと思うんですが、この報告書の中では書かないのですか。後でやってくださいという立場ですか。ここで結構

議論はしたと思いますが。

磯崎座長 定義の中身.....。

小原委員 はい。遺伝資源の定義。

中澤補佐 定義は、議定書の国内措置であるということで考えれば、名古屋議定書に書かれている、このページでいうと8ページに書かれていることを踏まえて、第8回と第9回のときに、遺伝資源の利用や、遺伝資源に関する考え方、を整理させていただきました。委員をやっていた遺伝研の鈴木(睦昭)先生にもいろいろとアイデアをいただきながら整理をしていたのですけども、それについて、またいろいろとご意見があったりということで、一旦作業はとめていますけれども、こういったものについて、必要であれば作業をすることになるかもしれませんし、次のステップであるということであれば、そういった考え方を明確にしなさいということでいただいて、また考え方を整理していくことになると思います。

小幡委員 先ほども議論がありましたけれど、遺伝資源は何かとか、利用は何か、もう一回きちっと考える、議定書は議定書で書いてあり、これは変えられません。しかし、我々日本人の国民が考える遺伝資源とは何か、利用とは何かというのを、もう一回議論して、書き出しておく必要はあるのではないでしょうか。ぜひ事務局で昔の議事録、資料等を引っ張り出して、もう一回提示していただけると、その辺が明確になって、我々が議論している遺伝資源とは何か 議定書はもちろん踏まえてです。そういうことを議論できるのではないでしょうか。

あと、そうする必要があると思います。具体的な措置を考えるためには、その必要があると思います。

炭田委員 今のご意見に賛成です。遺伝資源とか遺伝資源の利用とは何なのかということは、現実にそれをハンドリングする者にとって、明確にわかるようにする必要があります。それがなければ、学術界や産業界で混乱が生じる。ただし、「遺伝資源」という定義が 1992 年の条約採択のときにされて以来、専門家(特に法律家)の間では、再定義の問題がもう 20 年ぐらい議論されていますが、いまだに条約上の新しい定義はされていない。 EU などは条約の定義のままで行っています。

しかし、我々は現実的なレベルで何かを進める必要がある。この報告書案の 7. に「国内措置の検討の今後の進め方」というセクションがあります。その中で、今後、こういうふうに進めるべき、と述べることが出来る。この検討会の中で具体的に何かを進めるには時間的に間に合わないと思います。

小幡委員 わかりました。定義できるか、できないかもしれないので、あと、定義しないのも一つの戦略かもしれない。ただし、そういう問題があるということは、利用者にとっては非常に大きな問題です。実際に自分が使っているものが、本当にこれは対象であるのか、ないのかということは、知っておく必要があるし、不透明な状況が、20年かかっても、炭田委員によれば、定義できないところもあるということも含めて、明らかになっているところは明らかにする、この辺がグレーゾーンだったらグレーゾーンであるということを、できる限りわかりやすくしていただけると、議論は進むのではないでしょうか。その上で7.でまとめられるのは、今後の課題として残しておくのは結構だと思います。

磯崎座長 この定義の話題ですが、実は、第2ラウンド、あるいは第1ラウンドのときにも話題になって、その際に出た考え方として、定義そのものというよりも、コモディティの議論であったり、それから、時間の、いつからとか、どのような場合とか、そっちにかかわりがあるのではないかということで、炭田さんの、何十年やっても定義を議論し始めたら、ということもあって、定義ということで明確にしたいのは、何が外れて、何は外れないのか、それから、どのような形で さっきのように、昆虫採集するのか、その昆虫の遺伝分析をして、そこから何かを見つけ出そうとするのか、というような利用の仕方ですね。それと、 で既に議論されたように、国内法令があって、日本の国内法令も発効して、

議定書も発効してという三つがそろった後という、その時間、そこで議論ができるのではないか、と整理した記憶があるのですが、こののところでも、「遺伝資源の定義も含めて」というので、何が含まれるか。それについては、可能な限り明確にという、その議論をここでも反映しているのだろうと考えますが、その辺についていかがでしょうか。

小原委員 そうすると、むしろ定義しないほうがいいんじゃないかという議論もありますね。ここを素直に読むと、先ほどの文法でいくと、前向きに検討するというのは、明確にしようというふうにしか読めないんですよね。そうじゃないんだったら、そうじゃないという、戦略的に、ぼかすとは言いませんが、何かそういう書き方をすべきだと思います。

鈴木委員 そもそものところをちょっと伺いたいんですけど、遵守措置というのは何なんでしょうということなんですけども、例えば、国内措置があって、遵守措置があって、国内措置というと、一部に国内法まで考えがあるところが及ぶかもしれないんですけど、要するに、そこで定義して、これに対するもの、あれに対するものが違うこともあり得るのかなというのも含めて、どこで定義するかというのが、結局、今の議論では必要になってくるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

つまり、私どもユーザーというか、要するに微生物の利用者ですけども、利用者が一番求めているのは安心なので、ここまでは使えるということがはっきりする。つまり、ぼかすと、結局、あとはあなたの判断です、になるんですよね。ですから、そこに対して、こういうことをやるということは、一歩進めて、ここまでは大丈夫というようなことを、かなり難しい話であることはわかるんですけども、それによって、究極は、じゃ国内の資源にしようという判断もする人はするというあたりにも行って、さらにそれが、どの国だったらどこまで使える、にも及ぶ、というようなところに行くのかなというふうに考えますが。

今の定義をする場所というのと、「措置」という言葉が、どこかに環境省が発行する文書の中に書かれているものとして定義されるのかどうか、その辺がちょっと知りたいなと。

辻田係長 鈴木委員からのご質問に関してですが、「遵守措置」とは、15条、16条、17条に基づく措置ということで記載しています。その他「国内措置」と書いているときは、遵守措置も含めた国内措置という意味で、遵守措置以外に何があるかといいますと、主権的権利の行使の関係や普及啓発がございます。

炭田委員 および、利用者の支援措置ですね。

辻田係長 はい。

炭田委員 それから、 の 33 行目の「遺伝資源の定義も含めて、可能な限り明確にすること」ですが、「遺伝資源の定義を含めて、」の次に、「実態を踏まえて、 あるいは「実態調査を踏まえて、可能な限り明確にすること」とする。つまり、この範囲内ではこういう実態だから、ここまでは安心して決めることが出来る、と確認しないと、いくら定義を議論しても机上の空論で終わるのです。条約発効後、20 年間やっても進まないのは、実態を踏まえない法律論で議論するからなのです。だから、我が国では、例えば、ある範囲内で実態調査をやり、それを踏まえて実施可能な適用範囲を設定するべきです。

辻田係長 今の炭田委員のご意見ですが、「実態」というのは、具体的には、利用の実態ということですか。

炭田委員 そうですね。例えば、問題意識を持っておられる学術関係の方は、ある利用の仕方を念頭に置いておられるはずですね。ある範囲を決めて実態調査をして、この範囲ならこういうふうすれば遵守の対象としても実施できるという目途が立てば、一つの問題が解決する。そのようなステップを一つずつ重ねていけば、問題解決が着実に進むと思います。

中澤補佐 今の点ですけれども、遺伝資源の利用の実態を調べて、いわゆる帰納的に遺伝資源の利用 というものの考え方というのを整理していくと、そういうことでしょうか。

炭田委員 私はそうだと思います。現実的に問題を処理しようとすると、それしかないですよ。演繹的にいくら頭で考えても、複雑化するだけです。

磯崎座長 今論議している文章の次ですが、黄色いマークがついているところです。これは寺田さんが触れていることとも関連して、「国内での」というのを、ここでは外してというか、提供国において、野外で採取して持ち込んだもののみを対象にするということなので、国内で既に輸入されている遺伝資源、それを利用する場合を外すことも検討すべきである、という形になっています。先ほどからのことと、それから、丸山さんからの意見書で、一番後ろに、目的外使用の話だろうということが書かれているんですけれども、そのような、もう少し広く、この書き方だと、種苗業界に限定されずに、それ以外の場合も含んで、ということになっています。この形だと、検討すべきということになるかと思うんですけれども、そういう文章をここで入れるということですね。

その点についてはどうでしょうか。つまり、これ、一つの文章ですが、後半はちょっと違うことを言っていて、ということですが。

つまり、先ほどからの議論のように、対象となる遺伝資源を明確にすることと、それから、日本人が 直接海外で野生状態から取得したものだけに限るという話とは、実はかなり違うことなので、これ、一 つの文章で書いてしまうと、ちょっと問題ありかなという気がします。前半と後半は分けて書いたほう がいいのかなと。

例えばというレベルでもおそらくないので、前半部分を明確にすることは必要であるというのと、後 るの文章は、できればここまで言ってくれたら望ましいということなので、ちょっと書き方を変えたほうがいいかなと思います。

辻田係長 今の座長のご指摘を踏まえて、この 14 ページの 33 行から 34 行の初めの「明確にすること」のところで 1 文としたいと思います。その後半部分について質問があるのですが、「例えば、日本の利用者が提供国において野外で採取し、国内に持ち込まれた遺伝資源のみを対象とすること」という記載は、昨年度委員だったら鈴木(睦昭)さんのご発言に基づいて記載しているものなのですが、提供国で PIC の対象になるものは、生息域内の遺伝資源だけではなくて、生息域外の遺伝資源も含まれていることがあると思うのですが、野外で採取したものだけに限るとすることの意味というか、意図というかを少し疑問があるように思っていまして、野外で採取したものに限るというこの記載は残すべきかどうかということについて、ご意見があればいただきたいと思うのですが。

磯崎座長 では、鈴木(睦)さん。

鈴木(睦)氏 これは、第2回目のところでいくつか段階で、例えば情報とか、帰化植物とか、そういうのまで入れられたら困りますよと。あと、大学研究者が、例えば DNA のフラグメントを交換するというふうな、日常茶飯事に研究者間で交換しているものに関しても、遺伝資源等、もしこういうものが適用されると、なかなか研究に、ブレーキがかかるんじゃないかというふうなのがありまして、例えば野外で採取して、日本国内に持ち込まれるようなものは、もう典型的なものでありますね、これは遺伝資源と見なしてもいいですね、という話をしました。

それで、もちろん、そこの国の in situ のものに関しては、それは入ると思っています。みなしたやつは、ともかく遺伝資源というものの定義というものが提供国においてすごい幅広く、例えばもう既に法律にある、例えばインドを見ますと、「遺伝資源」という言葉を使っていなくて、「生物資源」と、「バイプロダクト」という言葉で定義しておりますし、例えばある国だと、DNA の情報も遺伝資源に入れ

るべきだというふうな主張をしている国もあります。そういう国がたくさんある中で、遺伝資源の定義というのがすごい幅広いと。ですので、じゃ、日本国内でこういうふうな国内措置をつくるときには、遺伝資源はここまでですよということははっきり決めるべきではないかなと思って、第2回検討会のほうでいくつか種類を出して、典型的な例として、野外で採取し日本国内に持ち込まれたものというものは、これは遺伝資源ですねと。ただ、それ以外にももっと幅広くありますねという意味で言わせていただきました。決して野外だけという意味で言ったわけではないということです。

辻田係長 ありがとうございます。

磯崎座長 そうすると、ここまで狭くするというのを必ずしも出す必要はないのかなと思います。

経済産業省 遺伝研究所の鈴木室長の話を補足する形になりますけれども、名古屋議定書のそもそもの根拠が、自然資源に対する主権的権利の行使ということになっております。そういうことで、自然資源という中に遺伝資源というのはどういうふうに入っているのかということについて、きちんと整理するということが必要ではないかというふうに常々思っていたんですけれども、そういう観点から、例えばここは「野外」というふうに書かれていますが、自然環境下における遺伝資源に整理するとか、そういうような観点については検討されるべきではないかというふうに考えておりますので、ご紹介しておきます。

磯崎座長 で、最後の文章ですが、これも範囲を狭めていることなんですけれども、クリアリングハウスを通じた証明書、それに限定する、それを把握すればよいという考え方ですね。これは、17条4項でもこのようなシステムというのを立ち上げて、そこでも触れられていますので、クリアリングハウスから得られる、それを遵守証明書として、実際には提供国が発給した PIC になるということですが、そこに限定してという考え方ですね。これは議定書でも書いてあって、ただし、それ以上のことをやってほしいというのも開発途上国からは求められるかもしれないですが、17条4項を基本とするという考え方で、そっちの方向へちゃんと検討すべきだという、そういう文章になっています。

これは、この形で......。

炭田委員 私はそれに賛成です。たしか、論点整理表に私の意見も出ていると思います。欧州委員会案も基本的にはこの考え方に基づいていると思います。そもそも名古屋議定書の採択に至る過程で、先進国側は利用国における遵守措置を受け入れる条件として、途上国に対して透明性等のある ABS 国内法をつくるという義務を提案しました。それが交渉の膠着状態を打開する糸口になった。本検討会でも、日本はそういう義務を果たした途上国を遵守措置の対象とすることについて合意に達している。クリアリングハウスに PIC 付与等が公開されるのだから、国際的に認知された証明書をベースにするのが一番すっきりすると思います。

辻田係長 今の記載についてですが、この記載のままだと、PIC/MAT を取得せずに、提供国法令に違反した状態で日本国内に持ち込まれた遺伝資源は含まれないことになってしまうので、こういう考え方を基本とできるか、というような形で 17 条 4 の国際的に認められた遵守証明書を把握することは基本とすべきこと、というような形で書くということでいいでしょうか。ちょっと漏れてしまうものがあるのではないかなと。

炭田委員 PIC 取得と MAT 設定をせずに誰かが不注意か、あるいは意図的に遺伝資源を持ち出すことはあり得るかもしれないが、制度としてそれを把握するのは困難と思います。欧州委員会案では、出口のところで、例えば、製品化許認可申請をする前までに、利用者がデューデリジェンスを実施したことをチェックポイントに宣言し届けでるという仕組みです。

磯崎座長 そのほか、 のところはこれでよろしいですかね。今、辻田さんから質問があったので、

この書き方でもそういう考え方が成り立ち得るかという、これもちょっとまどろっこしいのかもしれない。

炭田委員 もう少しすっきりした文章にすべきです。

磯崎座長 ええ。確かに、今、炭田さんが触れたように、そうでない場合はそもそもわからないということで、ここは、15 条、16 条の話で、17 条でどうするかということと分けてもいいので。ただ、一番後の文章は、monitoring に書いているんですが、ただ、中でやろうとしているのは、PIC の情報ということなので、15 条の、両方にかかわるんですが、15 条の観点でこの文章は書いているからというので整理はついているだろうと思います。

について、ほかになければ、ここで10分間休憩をとりたいと思います。

(午後4時55分 休憩)

(午後5時05分 再開)

磯崎座長 再開いたします。

そうしましたら、続きで、 ヒト遺伝子ですが.....。

丸山委員 ちょっとよろしいですか。

磯崎座長はい。

丸山委員 すみません、ちょっと遅くなりましたが、 で少しつけ加えさせていただきたいと思います。私も、読んでいて非常にわかりにくかったんですけれども、今の各委員からのこの文章のご説明をいただきまして、何でここにこういう文章が出てきたのかなというのがよくわかりました。できれば、今日の議事録を参考に、文章の前後に少しつけ加えていただければ、ここも非常にわかりやすくなるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

磯崎座長 おそらくなんですが、今のような意見ですけれども、この文章が論点整理表から重要な文章を持ってきて、つないでいるので、ちょっと前後関係が飛んでいたり、必要な説明が必ずしも入っていないところもありますので、今、丸山委員から指摘がありましたように、今回、議論していく中で、そういうちょっとした空白部分が埋まっていく可能性がありますので、それらを取り入れた形で、わかりやすい文章にしていきたいと考えます。

それで、次の なんですが、これは事務局からわざわざ説明してもらわなくてもと思うのですが、 についてはいかがでしょうか。

これは、議論の中でも、ヒトについては対象から外していいだろうということで、「除外されるべき」 という書き方になっていますが、これについて特にございませんでしょうか。

(はい)

磯崎座長 では、次、 で、事務局お願いいたします。

辻田係長 15ページの、「派生物の扱い」では、派生物は除外されるべきであるということと、遺伝資源の利用の考え方については法的安定性を有するべきであって、「特許における考え方が参考とされるべきである」というような内容を書いております。前と後ろのほうにブラケットがついていますが、これについてご説明しますと、原文で「天然に存在しないものである派生物」と書いてあったのですが、派生物自体は、議定書の第2条(e)で定義されていまして、その中では、「天然に存在するものをいう」と規定されていますので、ここでの「天然に存在しないものである派生物」という書き方はちょっと議定書には即さないということで、対案として二つ出ています。

真ん中の「当事者同士の取り決め(MAT)」と書いていた部分については、MAT に限らないのではないか、そもそも派生物であれば PIC の対象にならない可能性もあるし、MAT が必ずしも結ばれるとい

うことにはならないのではないかという理由で、MATの削除意見が出ています。

また、下のほうの「例えば」以降については、AやBといった文言を使って記載しているんですが、ちょっとイメージが湧きにくいということで、具体事例を記載したほうがいいんじゃないか、という意見をいただいています。この「派生物の扱い」については、二つの段落とも全て藤井委員のご発言に基づいて書いているものですので、まずは藤井委員のほうに、もともとのご発言の意図をご説明いただけるといいのかなと思っているんですが。

藤井委員 ここであえて、天然に存在しないものである派生物は除外されるべきだと言ったのは、COP10、名古屋のときでも、派生物というものを発展途上国側は極めて広く解釈しようとするわけですね。要は、天然に存在する化合物を人工的に修飾したようなもの、それは天然に存在しないものなんですけど、そういうものだって入れようと彼らはしていたわけですね。ですから、名古屋議定書から除外されるのは明らかなんですけども、あえて、そういうものは、やっぱり我々日本は除外しますということをきっちり言いたいと。そのためにこれを言ったということです。

そういう意味では、黄色いブラケットの中の「派生物」という単語が入ってないと、ちょっと私の意図には合わないので、「天然物を原料としない化合物」というのは、そういう意味ではちょっとここの趣旨には合わない。「派生物」という言葉が入っていれば合います。

ここにいる皆さんが、当然、天然に存在しない派生物なんだから、対象外なのは当たり前なんだから、 自明なんだから、削除でもいいんじゃないかということで、きっちりとどこかに記録が残っていれば、 それはそれで目的は達するかなとは思います。ただ、きっちりと、我々はそういうものは対象じゃない と宣言はちゃんとしておきたいなと思います。

あと、具体事例の記載ということについては、適当に必要があれば見繕っても構わないですけど、絵で描かないとわかりにくいようなものしかちょっとないかなとは思いますけども、ここに書いてあるとおりなんです。やはり法的安定性というものが、CBD も名古屋議定書も曖昧な言葉が多くて、法的安定性というのはほど遠いような状況なので、やっぱり法的安定性というものを少しでも我々は求めたいので、その意味で、特許の考え方 特許という言葉は、正直、ちょっと躊躇あるんですけども、この利用というものに関して確立した考え方の典型といったら、やっぱり特許かなと思いましたので、躊躇しつつも、あえて挙げさせていただいているというところです。

磯崎座長 そのほかの委員の方で、ここはいかがでしょうか。派生物の取り扱いなのですが。

小原委員 私も誤解していましたけど、派生物というのは、一般の人が聞くと、必ず、掛け合わせとか、そういうものとごちゃごちゃにすると思うんですよね。今、藤井委員がおっしゃったようなことであれば、派生物は、例えば名古屋議定書ではこうなんだけどとか、何かそういうあれを入れて、でも、あえて書くんだという、そういうふうにしないと、かえってわかりにくくなる。削除しろというふうになってくるのは当然な気がしますけど。

派生物はそもそも天然に存在するものであるが、とかなんか、ちょっと変ですけど、何か枕を入れないとわかりにくいのかなということと、後半部分は、これは派生物の扱いのことなんでしょうか、A+Bというのは。ちょっとそこがぴんと来なかったんですが。

藤井委員 すみません、今ご指摘受けて、確かに、これは利用というものの考え方なので、派生物とはちょっと違いますね。確かにおっしゃるとおりなので、別にしたほうがいいかもしれないですね。というか、別にするべきですね。

小幡委員 藤井委員からの説明を伺ってやっとわかったのですけども、やはり名古屋議定書の派生物の定義というのは、一般の我々がやっているバイオリソース事業の観点からいうと、多少ずれている定

義です。天然に存在するもの、というのがまず前提にあって、いろいろ加工しても、結局は天然に存在しているから、全部遺伝資源に入っていくという規定になっていますので、条約になっていますので、そもそもここでいう派生物というのはどういうもので、天然に存在しないものは、除外されるべきものであると 「べき」でなくても、除外されるものなのです。そういうことをしっかり書いておく必要があると思います。藤井委員がおっしゃっていることをしっかり書き込んだほうがいいように思いました。そうでないと、一生懸命これをどうやって理解するのかなと、大分苦労しましたので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、法的安定性という言葉はなかなか素人にはわかりにくいので、その辺もご説明いただければ ここでするか、どこか別の場所でもいいと思うのですけども、そういうことをお願いしたいと思いま す。

もう一つ、遺伝資源の定義にもかかわることなのですけども、通常、学術団体で使っている派生物というのは、例えば掛け合わせをしたり、遺伝子導入をしたり、遺伝子操作したものを派生物、もしくは抽出物を派生物と言っている場合が多いわけです。ですから、それは通常の一般社会の定義とは異なるわけで、それをどう扱うかというのは、生物遺伝資源は何物かというので議論しなければならないでしょうし、ここの派生物というのは、やはりしっかりした定義を書いてやるべきだと思います。

炭田委員 派生物は、議定書の第2条の(e)というところで.....。

小幡委員 はい、読んでいます。

磯崎座長 ここも丸山委員のさっきの指摘で、必ずしも全部ちゃんと書いてないので、これだけ読むとわかりにくいですね。ですから、一番ベースは、今、炭田さんが触れた、遺伝的機能単位を含まないものは遺伝資源ではないので、遺伝資源というさまざまな条文には、そもそも入らないということです。派生物であっても遺伝資源であれば、遺伝的機能単位を持つものが、ある遺伝資源を使って、次に生まれたものが遺伝的機能単位を持っていれば、それは遺伝資源です。その場合は派生物と呼ばずに遺伝資源と呼ぶこともできます。そこまでだと、とりあえず第 1 段階は分かります。ただし、そのときでも、寺田さんが触れているように、種苗関係で次の新しいのというときに、新しいものをまたそこでというのは面倒くさくなってくるという指摘は、当然そこでも出てくることになります。

一方で、名古屋議定書は、生物多様性条約の定義は変えずに、もし当事者間の契約で合意するのであれば、遺伝的機能単位を持たないような化合物、化学物質であっても、両者が合意するのだったら、それを利益配分の対象にする契約を結ぶことはできますよ、という言い方で、名古屋議定書第5条が定めています。その辺の交通整理がなくて、この文章だけ出てくると、何を言っているのか、確かにここだけを初めて読む人はわからなくなってしまうという点があるのかもしれません。

つまり、この遺伝的機能単位を持たなくても、当事者間で合意すれば、利益配分の対象になること。 それから、ただし、その場合であっても、天然に存在するものに限定するというので、当事者間契約に ついて広げているんですが、一方で制約も置いているという位置づけの仕方だと思います。

一方で、提供国の法令の遵守という 15条の、利用国が 15条に基づいて国内措置をとるときには、遺伝的機能単位を持たない派生物は対象にする必要がない、と読むことができると思いますので、その辺をはっきりと前半部分に書き足す必要があるかなと思います。

そのほか、 について、いかがでしょうか。

小原委員 番のヒト遺伝資源ですね、これはこのままでいいと思うんですが、ヒト遺伝資源という 定義は、ヒトのゲノムを持ったものですか。

例えば、こういうことをする人がいる。南洋へ行って、島の人の便をとってきて、それを比べるとい

うことをやる研究があるんですけども、そういうものはどうなのかとか、どこか範囲を決めていく これは、「検討すべきである」でいいと思うんですけど、ということもあります。それは決まっていま したか。

中澤補佐 COP2の資料を見てみますけども、ヒト由来か、ヒトのゲノムがあれば全部といった話はなかったように思います。

小原委員 ヒトの細胞とか組織とかは、血液もそうだと思うんですが、糞便というのは微生物ですよね。ヒトの細胞も混じっているんですけど、非常に貴重なものなんです、今は。そういうものも対象になってきますか。一応話題提供で、今、結論がなくてもいいです。

磯崎座長 のところは、先ほどのように、ちょっとわかりやすくするところを簡単に加えたような 形で。

さっき議論に出ていたのですが、二つ目の段落、「これに関連して」からというのは、藤井さん、これはどこかほかの場所へ行ったほうがいいということですか。

藤井委員 上とは直接関係しないですね。

小原委員 さっき小幡先生が言ったけど、法的安定性というのが、ちょっと私も素人でよくわからないですけども、ここでコンセンサスをとっておいたほうがいいと思う。

藤井委員 法的安定性の説明ですか。文字どおりとしか、ちょっと言いにくいんですけど、例えば、ここは利用というのを持ち出したのは、利用は、多分 MATの中で当事者同士が話しして、利益配分の交渉なんかについて、利用ってどういうふうに考えるべきかというのが、交渉する上で重要なファクターになるだろうと思います。例えば、製品そのもので利用しているか、製造工程で利用しているか、研究開発段階で利用しているか、どの段階で利用していたって、製品を生み出すためには絶対必要なわけですね。どこかの段階で利用している。でも、研究段階で利用しているのと、製品段階で利用しているのと、当然、利益配分、企業側の付加価値の度合いが全然違いますので、利益配分の割合とか、変わってこないと、企業サイドからすれば、おかしいと思うんですけども、例えばそういう、実際当事者間で交渉するときに、利益配分の額を決める重要なファクターとして、利用というものをどういうふうに考えるか、ある程度コンセンサスを得られたほうが、例えばすんなり交渉が進むとか、ここで書いたのは、それを意識して書いているということになります。

後々争いになったとしても、利用はこういうふうに考えてやるべきだということで、ある程度確定した考え方であれば、少なくとも争いが解決した結果に関する予測可能性というのは絶対上がるわけですよね。そういうことを意識しているものです。

小幡委員 要するに、きちんとした法的な契約を結んでおく必要があるということなのですか、この 法的安定性というのは。

藤井委員 もちろん、法律もあれば、その法律の解釈まで含めて、ある程度固まった考え方で、例えば契約を結ぶ、そのほうが、争いとか、そういうものが少なくなりますし、争った結果の予測可能性も高くなるだろうと思いますけど。

それでよろしいですか。

炭田委員 別の人が別の言葉で言ったらわかりやすいかもしれないので、やってみます。例えば、双方が合意して契約したが、政府ルールがはっきりしていないので契約の合法性が疑わしいという場合があると仮定する。その結果として、契約をひっくり返されては当事者はたまらない。だから、契約する限りは、政府ルールがきちっとしていなければならない。そのようなルールに基づいた契約ならば、安定しています。政府ルールが不明確だったら、契約が不安定になります。そういう目には遭いたくない

ということだと思います。藤井さん、そういうことですか。

藤井委員 はい、そういうことです。

磯崎座長 知財、特許の分野で、このような考え方があるので、それを、という説明です。

この 4 行、5 行の場所ですね、これは、寺田さんも前に触れていました。いくつかのものを組み合わせてとか、それから、あるものから次の新しいものという、そのときの考え方というので指摘、意見が出されていたことなので、その場所ですね。そういう複数の多くのものから、あるいは、いくつか順番に出てくる新しい権利とか、新しいものとか、そういう場合にどうするのかという、そのような場所で、この 4 行ぐらいが書かれればいいのかなと思いますので、ちょっと事務局で、そういう説明のあるところを探してみてください。

派生物、それでよろしいでしょうか。今の後ろがなくなると、たった何行かになりそうですけども、 さっきも触れたように、ちょっと、前にわかりやすく説明をつけてということなので、量的には同じぐ らいだと思います。

そうしましたら、次の 、病原体ですが、事務局のほうから。

辻田係長 「 病原体の扱い」では、急激な感染拡大時等の緊急時において迅速な対応が可能となるよう、病原体を遵守措置の対象から除外するか、もしくは、対象とする場合には遵守措置における手続を簡便なものとすることが検討されるべきである、ということを書いています。緊急の対応を必要とする病原体とそうでないものの線引きは難しいが、WHO の「パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み」の対象とするものについては除くことが可能であるか検討の余地があるということ。また、病原体であると同時に有用物質を生産するものも数多く存在することから、どのようにそれらの利用を区別するかということも検討されるべきである、というような内容が記載されております。

磯崎座長 ここについても、強い意見も出されていたんですけれども、議定書の第8条で、明確に除外という形ではなくて、制度をつくる場合の考慮要件として書かれているということなので、ここは「検討されるべきである」という語尾になっています。

意見の中で出てきた事柄は、おそらくずっと含まれていて、特に二つ目の文章ですが、パンデミックに関するWHOの制度が動き始めているということなので、将来的には理想的というか、望ましいのは、名古屋議定書の締約国会合で、4条の除外との関係で、WHOのシステムのことについて、そういう決議が採択されれば一番望ましいので、そういう方向の文章も書かれています。

この はいかがでしょうか。

藤井委員 実は製薬協内で少し検討させていただいたときに、先ほども言いましたけども、こういう 発言が出た背景をちょっと書いてほしいなと。そうでないと、なかなかパブコメ対応が難しいということと、あと、この報告書は、後々、環境省の方、多分代替わりをされたときに読まれると、この検討会に出ていないと、何なんだろうというようなことにもなりかねないので、少し書いておいていただきたいなということで、その一つ、ちょっと文章が長くなっちゃうので、もし可能ならば程度でいいのかもしれませんけど、やっぱり病原体というのは基本的に CBD の理念に合わないというのも一つ外す理由かなと思いますので、そのあたりもぜひ書いておいてください。

小幡委員 ちょっと気になったのは、ここの病原体の扱いと、後ろのチェックポイントの病原体の扱いのときは、20ページ、一番下、カのところですが、ここでは、「厚生労働省における緊急性に係る判断」とか、国内の関係する省の意見も聞くと書いてあって、なぜ前のほうだけ国際的なものなのか、ちょっと整合性がとれないのではないかと思われます。今日、厚労省の方は出てきていませんけど、その辺の意見も聞いて、必要だったら書き加えるべきだと思います。

吉田委員 2 行目のところに、除外するか、又は手続を簡便なものとするかと書いてあるんですけども、8 条の考慮すべき対象でもあるので、「又は」以下は要らないんじゃないですかね。はっきり言えば、「除外すべきである」でもいいような気がするんですけど。

藤井委員 賛成です。

磯崎座長 ここは、さっき最後のほうで触れたように、議定書上は、利用国側の判断だけで除外というのができないような書き方になっているので、検討対象として除外することと、それから、もし除外できなくても、国内措置のほうで簡便なという、その二つが書かれています。ですから、議定書の第3条とか、第4条とか、第5条とかに書かれているように、議定書上に根拠があって、それを理由にして、利用国側で、たとえ提供国の法令が含めていても、議定書を根拠にして、利用国としては対象外にするという説明が国際的にできるというのを前提にしています。ただ、それでも、国内でその検討はすべきであるというのが、ここの文章の位置づけです。

後ろを外してしまうと、チェックポイントのところで議論を書こうとするときに、後ろの 17 条のチェックポイントの議論で「簡便な」というような話が突然出るよりは、ここの の前半のところで出しておいたほうが、おそらく据わりがいいのだろうと考えます。

丸山委員 今のことに関連してですけども、先ほど座長が、将来的には4条の除外決議が採択されるのが望ましいというようなことをおっしゃられましたけれども、この文章の後にそれを入れられたらいかがでしょうか。

磯崎座長 ちょっと行き過ぎかなと思いながら発言したんですけども。つまり、国際条約がどう行動するかなんですが、そういうのが望ましいという意見が多かった、という整理の仕方ですかね。

ITPGR ははっきり書かれているのですが、WHO については、第 4 条では必ずしも明確ではないですね。

炭田委員 ここの文章では何か必要なことが欠けていると思いますので、事務局から厚労省や農水省等と相談して、適切な文章を書き加える必要があると思います。藤井さんの指摘されたとおり、条約及び議定書の基本に生物多様性の保全があります。人間の害になるものを保全するという目的はないはずなのです。

まず一つは、日本の公衆衛生上の大きな脅威になるような病原体は、政府の権限で簡素な手続きで迅速に入手しできるようにする文章が必要と思います。パンデミック等はある地域で突如として発生するわけだから、緊急時は政府が率先して措置を講じ得るようにしておくべきと思います。

二つは、農水省の分野でも、食料安全保障の観点から、作物や家畜の病原体は政府の権限で簡素な手続きで迅速に入手しできる、あるいは、必要な措置を講じ得るという文章が必要と思います。

辻田係長 関係省庁はオブザーバーという扱いですので、もともと関係省庁の意見は入っていないものになっているのですが、今のご指摘の点については、言及のありました厚労省や農水省に聞いてみたいと思います。

磯崎座長 そうですね。じゃ、その辺含めて、8条でも食料安全保障の話もたしか出てきているので、 その辺で加えた形で文章を直すということにしたいと思います。

そのほか、 はよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、あと 20 分弱です。このまま続けるのではなくて、次回は からにしたいと思います。 の目次項目のところで、これは炭田さんから提案されていた、1.と7.というのがありますので、今日の段階でこれを先にやっておかないと、後の話がということですので、ちょっと順番

を変えて、ここで、「7.国内措置の検討の今後の進め方」という、この項目について考えたいと思います。

それでは、炭田さんから。

炭田委員 「国内措置の検討の今後の進め方」のセクションの内容の例として、だいたい下のようなことをイメージしています。

1点目は、本検討会の終了後の次のステップにおいても、国内措置の検討のために、関係省庁と学術界および産業界を含めたオールジャパンの検討の場での議論が必要である。学術界と産業界は実態を踏まえた意見を述べることにより能動的に貢献したい。

- この背景として、第8回検討会で委員から上のような趣旨の意見が出された際、星野審議官と亀澤課長から、国内措置の検討の次のステップにおいても、このような意見交換の場で具体的な検討を進めてゆきたい。体制についても、役所だけで国内措置を決めることにはならない、とのご回答がありました。

2点目は、現状では、世界的に議定書を満足する国内 ABS 法令の整備が進んでいないため、実態を踏まえて日本の国内措置の対象範囲を明確にすることが困難であり、また影響を受ける学術分野、産業分野等を予測するのが容易ではない。これらの問題についての具体策としては、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先課題として取り上げ、取組みを効率化すべきである。他国の国内措置の整備と同時並行して、日本も現実的に進めるべきである。

3点目は、日本政府が国際交渉への対応を検討する際、学術界と産業界が加わったオールジャパン体制で、日本の意見を国際交渉に反映させるべきである。

磯崎座長 新しい 7. というのが、そのような内容でということですが、何回か前のときに、この委員会の後どうなるのか、それから、やはりこの委員会で、国内措置、遵守措置の具体的なこういう措置というところまでは、ここでは踏み込めない。その方向性とか、あり方にとどまっているという、そのような議論をした段階でも、だったら一番大事なのは、その先で具体的にどんな措置というのが提案されたり議論されるのか。

これも、炭田さん初め、いろんな人から、こんな形になったら困るとか、あんな形になったら困るという具体的なものはあるけれども、それがこの場では議論できないというので、そこを何かつないでほしいという意見があって、それで今、炭田さんが触れたようなことが言われてきたわけです。

それらを背景にして はい、吉田さん、どうぞ。

吉田委員 今、炭田委員からご説明がありましたけども、大きく分けると二つあると思うんです。一つは、この検討が終わって、国内法の整備とか、あるいは名古屋議定書への加盟、あるいは発効というような段階に動いていく、そこでの、また世界の動向というのもたくさんいろいろ動いていきますでしょうから、そういった中での検討、その中で、学界とか産業界なんかの意見を入れてほしいというのが一つあると思うんですね。

もう一つは、もうちょっと先で、これを動かしていったら、こういう不具合があるねとか、予想もしなかった、こういう抜け穴が出てしまっているねとか、そういった、何年か運用した後の見直しというのも必要になってくると思うんです。

この制度というのは、いろんなケースがあまりにもあって、最初から完璧に 100%、水も漏らさぬ国内法ってつくりにくいと思って、本当にまずいものだけ罰則ということだと思うんですけども、あとのものはほとんど、こういうやり方で報告をするとか、そういう形でうまく運用して、提供国からは信用されるという形をとるというような国内制度をつくらざるを得ないと思うんですけど、やっぱりやっていく間に、こういうふうに運用したほうがもっといいとかいうやり方が出てくると思うので、そういっ

た段階での見直しというあたりについても、この 7. のところで提言しておく。それは、実際そういう会議がどういうふうに開かれるかわかりませんけれども、この提言の中に入れておくというようなことかなと思います。

磯崎座長 これまでの議論でも何度か指摘はされていたんですが、吉田さんは国内法と発言していましたけども、必ずしも法に限らないというので理解していただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。今、吉田さんが、この検討会の後、具体的措置を検討していくことに必ずなる、その段階で、類似のやり方を、というのが一つと、それから、将来、状況に応じて柔軟に見直しをしていく。見直し過程においても、やはり今回のケースと同じような形で幅広く、炭田さんの言い方だと、オールジャパンのような枠組みで見直しも行うという、大きくその二つの点についてなんですが、ほかの方も同じ見解ということでよろしいのでしょうか。

(はい)

磯崎座長 このような形で、政府あるいは行政が何かを決めていくときに、情報の公開と住民や関係者、関係団体、その他の参加を得て決定をしていくというプロセスは、現時点では当たり前のようになってきています。この報告書も、何も書かなくても、おそらくそうなるだろうということなんですけれども、どこかに、例えば、将来柔軟に見直していくというのですと、今日の議論でも、同時並行的でまだはっきりしていない部分があって、というような、あるいは、解釈の幅があって、それについて締約国会合の場などで具体化していくというプロセスも当然あります。そうした情報に応じて、そういう色彩というか、前提が、この ABS 名古屋議定書については特に強いので、今のような柔軟に見直しなどのプロセスを、という言い方で、強調というか、できると思います。それからもう一つの情報公開と参加という点でも、これは、この委員会でも、それから、それぞれこれまでも指摘がありましたけれども、利用の実態がそれぞれで違っていてということもあり、それから、すそ野が広かったり、大きなところだけではなくて小さなところも、あるいは、今日のさっきの議論にもあったように、専門家から見ると、それは入らないと思われても、一般の人から見ると入ってしまうように思われるようなこともあって、ということです。そういう意味で、特に情報公開や参加のプロセスが重要であってという、その辺をつけ加える形で今後の二つのプロセスがなぜ重要かがわかるような形でまとめればいいのかなと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。よろしいですか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、事務局のほうでそのような観点で文章化をしていただければと思います。 今日全体を通じて、委員の方で何か。よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 では、関係省庁のほうでどうでしょうか。

外務省 報告書案につきまして、2点ほどコメントというか、述べさせていただきたいと思っております。

まず、14ページ目の(2)の 番目の、14ページの最後の3行目でございます、「遺伝資源の利用状況の監視(monitoring)に関しては」から続く文章でございますが、ここの文章は、関連としては、番の冒頭の3行目、適用の対象国の点とも関連する話かとは思うんですけども、名古屋議定書につきましては、我が国で国内措置を検討・導入していくに当たって、議定書の適用範囲、規定を踏まえた制度になっていくということが重要かと思いますけども、特に 番目の最後の3行目でございますけども、これも文章的には「遺伝資源の利用状況の監視(monitoring)」ということで書かれている文章ではあ

るんですが、その後の内容をちょっと見させていただきましても、議定書 15 条の部分と非常に関係している部分かなと考えています。特にこの「利用状況の監視 (monitoring)」につきましては、議定書 17 条にも書いてございますが、遵守措置を支援するために行うものというふうにございますが、報告書素案の後段においても、特に議定書の 15 条の遵守措置ですね、提供国の ABS 法令規則に従って、日本の遺伝資源の利用状況が、それに従って PIC なり MAT なりがとられて、ちゃんとやられているというその遵守措置をするという措置の部分が、具体的な記載がないというように見えた関係で、ここの部分が特に際立って、ABS クリアリングハウスの状況を見ていれば、その措置は、要は達成されているというようにも見えてしまうという部分かと考えております。

実際、名古屋議定書 15 条につきましては、委員の先生方もよくご存じで、釈迦に説法かもしれませんが、この部分は、炭田先生も言われるとおり、shall の部分でございまして、as appropriate がないということで、締約国は何がしか措置をしなければいけないという部分でございます。

実態面からいたしましても、この ABS クリアリングハウスに、提供国に情報が提供されない場合でも、日本の中で遺伝資源が利用されるという事態が起こり得るのではないかと。また、あまりないのかもしれませんが、不法取得の場合など、あえて ABS クリアリングハウスに提供しない場合とか、そういったものに対しての遵守措置の対象を ABS クリアリングハウスに限定してしまって、果たして落ちがないものとして言えるのかどうかといった点が留意する点ではないかと思います。

補足でございますけども、委員の先生方からも、EU の制度が先進国の事例としては非常に参考になるというふうにご教示いただいたところでございますけども、報告書案の中でも、EU の遵守措置との共通性の検討をという部分がございますけども、EU につきましては、ABS クリアリングハウスの集められた情報を見るだけではなく、実際に、今日もご説明がございましたけども、ある一定の時点、例えば公的資金を受給する場合とか、あるいは、商品の販売承認を得る場合とか、最新バージョンでさらにいくつか加わっているようでございますけれども、そういった時点で利用者から、デューデリジェンスでございますけども、当局に情報を提供するという、申告を求めるという措置を設けております。EUとしては、ABS クリアリングハウスのみならず、利用者が当局に情報を提供するという措置を設けているということでございます。

そこが留意すべき点であろうということで、述べさせていただきます。

あと、2点目でございますけども、15ページ目の 番目の「病原体の扱い」でございます。これは、委員長のほうからも、病原体の遵守措置の対象から除外するという点についてという、そこまで言い切れるかどうかという点はあったのですが、これについて、確かに議定書に、そこまで述べている根拠はないなということは、申し添えさせていただきたいと考えています。

また、8条の考慮すべき事項につきましても、内容を見る限りは、病原体の部分につきましても、病原体である遺伝資源の迅速な取得の機会の提供、及びその利用から生ずる利益の迅速な配分に考慮すべきということが書かれておりますので、むしろ遵守措置というよりは、取得のほうに、あるいは利益配分に沿った記載ではないかと考えてございます。

以上でございます。

磯崎座長 今の2点ですが、議論の中でも出てきていましたので、それを参考に。特に、最初の点は、 私も触れたのですが、15条と17条とが両方重なったような形になっているところなので、これも、今 の指摘を受けて、すっきりした形ができないかもしれないですが、できれば、15条、16条とのかかわ りで書き出すというような、それが可能かどうかは、先ほども触れましたように、検討をしてみたいと 思います。 経済産業省 先ほど環境省さんからもご紹介がありましたとおり、今回の検討会につきまして、まだ我々の意見を反映していただいておりませんので、また今後意見をお伝えすることもあろうかと思いますが、特に17ページから18ページにかけまして、特許と遺伝資源の関連につきまして、特に現段階でお話しさせていただきたいと思っております。

ここの(3)の、アの部分で、「チェックポイントによる効果的な確認の方法」ということで記述がなされております。この部分では、特許取得の際に、あたかも遺伝資源の出所開示を確認するかのような手続が書かれておりますが、現在、我が国は、WIPO の場などにおきまして、遺伝資源と特許につきましては結びつけない、要は出所開示義務に反対をするというような姿勢で臨んでいるところでございます。

ただ、今回の、特に 18 ページ等の記述等を見ておりますと、実質的に遺伝資源の出所開示といいますか、そういうものを求めるかのような記述になっておりますので、その点については、次回までに削除していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

磯崎座長 特許との関連で、これも前から議論というか、意見の中でも出てきたところで、WIPO での議論に影響を与えないように、あるいは、日本政府として片方で主張していることと、こちら側との間での整合性ということですので、この辺、参考に入れておいて、今の 17、18 ページのところですが、次回、議題で検討するときに考慮に入れていきたいと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、次の議題2は。

辻田係長 議題の2ではないのですが、この報告書素案の確認について、一つ委員の皆様方にお願い をしたいと思います。

今日の議論の中で、藤井委員や丸山委員、そのほか、多くの方から、 章の書き方について、前後の説明がなくてわかりにくいというようなご指摘をいただきました。事務局のほうでは、そのご指摘を踏まえて、過去の議事録などを見ながら、前後を書き足したいと思っています。その過程において、こういう理由でよかったのかななどと疑問が生じることもあるかと思いますので、個別にご質問をさせていただければと考えております。このことについて、あらかじめご了承いただければ幸いです。

磯崎座長 そうですね。ぜひ積極的に、欠けている部分とか、気がつきましたら、文案を事務局へ寄せていただければと思います。

そうましたら、議題の2は特にないということでよろしいですか。

それでは、事務局へお返しいたします。今日は長い時間どうもありがとうございました。

炭田委員 今後の、いつ、また書き直したものが出るかとか、そういう話はこれからされるんですね。

磯崎座長 はい、これからです。

辻田係長 善処しますが、ご確認をお願いするのは来週以降になるかと思います。

炭田委員 方法は、インターネットベースで、事務局と委員がワードでテキストをやりとりするという方法ですね。

辻田係長 はい。前回と同じ方法で。

中澤補佐 本日は長時間にわたり、大変ご熱心な議論をありがとうございました。

次回検討会は 11 月 12 日に開催予定でございます。場所は東京駅近くの AP東京八重洲通りで、ご案内させていただきます。

先ほど、炭田委員から実態把握の話がございましたけども、第 10 回のときにご説明させていただきましたが、各委員の方ですとか各省から、実態把握の対象について、連絡先等を確認させていただいている最中でございます。適宜進めてまいりたいと思います。

また、実態把握をもとに帰納的にどの程度整理できるかも考えながら、演繹的なものとも組み合わせることも含めて考えてまいりたいと思いますので、引き続きご協力をどうぞよろしくお願いします。 ありがとうございました。

以上